

國學院大學學術情報リポジトリ

律疏考：我が国における唐律継受の一断面

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏, 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001067

律疏考

——我が国における唐律継受の一断面——

小林 宏
高 塩 博

目次

はしがき

- 一 古記・古答に見える律疏
- 二 令釈に見える律疏
- 三 穴記その他に見える律疏
- 四 「律云」・「注云」から「疏云」へ
- 五 古記における「注云」の意義
- 六 唐代資料に見える律文の引用
- 七 日本律の編纂
- 八 結語

はしがき

1
すでに我々は、「律集解の構成と唐律疏議の原文について(一)(二)(三)」「『国学院法学』第一三巻第四号、第一四巻第三号、第一五巻第三号」なる論考において、律集解に現れる「律疏」「律附釋」は、何れも『日本國見在書目録』、『本朝法家文

『書目録』収載の律疏、律附釈と同一の書であり、前者は唐の永徽律疏であり、後者は唐の律疏に関する注釈書であることを指摘した。しかし、その後、二、三の諸氏から、「律疏」には永徽律疏だけではなく、その注釈をも含めて「律疏」と呼ばれた可能性もあるのではないかという疑義が提出された。⁽¹⁾我々は、前稿の結論においては、依然誤りなしと思うものであるが、前稿におけるその論証並びに説明は、必ずしも十分とはいえず、又、我々のその後の研究により若干補訂を要する個所も生ずるに至った。⁽²⁾従って、ここに前稿の続篇として、「律疏」に関する論考を再び公表し、併せて日本律撰修時における編纂者の意図、動向等を探究することとした。これ又、疑義を提出された諸氏に対する我々の責務でもあろう。なお、「律附釋」に関しても、前稿を補足する予定であったが、それを本稿に再論することは、論旨が多岐にわたる恐れがあるので、今回は差し控え、何れ別稿において論ずることとした。

一 古記・古答に見える律疏

本稿においては、前稿において殆どふれる処がなかった『令集解』その他に見える「律疏」、もしくは「疏」について検討を加えたいと思う。⁽³⁾先ず古記であるが、古記には「律疏」なる語は、次に掲げるものが唯一度見えるだけである。

古記云。恪。勲也。律疏。議曰。大將吏恪居官次。夙夜在公也。⁽⁴⁾（考課令集解・最条、国史大系本五六〇頁。以下頁数のみ示す。）

右の文に見える「律疏」は、すでに滝川政次郎氏や仁井田陞、牧野巽両氏によって、唐の永徽律疏であると指摘されている。⁽⁴⁾古記の引く大宝律が永徽律疏を藍本としたこと、又、古記が成立した時期からして、右の「律疏」が開元二十五年の律疏とは考え難いこと等から、恐らく右の「律疏」が永徽律疏であることは誤りない処であろう。

右の史料以外に、古記に「律疏」とか「疏」とかいう語は、管見の及ぶ限り見当たらないが、古記と同系統の大宝律令の注釈書といわれる古答にも、やはり「疏」が一個所認められる。即ち、東京大学史料編纂所所蔵・田中光顯伯旧蔵の『名例律』所載の所謂名例律勘物（国史大系本『律』所収九一頁）に引用される古答中の「疏」である。次に当該箇所を掲げよう。

坐主婚之色。依戸律。嫁娶違律。祖父母々々主婚者。獨坐主婚^{（有脱之）}爲首^{（男女）}。娶爲從。〔中略〕附釋云。若父令子詐稱母死。子不坐。父得詐言^{（余）}全喪杖一百。父令子犯。入雜犯。其子即無罪者。即不入十惡。有官除名。爲不應從故。九十以下不得其心。古答云。嫁娶違律條疏意也。

右の「古答云。嫁娶違律條疏意也。」の「疏」が大宝律の所謂疏文（便宜上、唐の『律疏』の疏に相当する日本律の部分）を「疏」又は「疏文」と呼ぶことにする。以下同じ。）をさすものとすれば、古答の成立時期において、すでに大宝律の疏文相当の部分が「疏」と呼ばれていたということになる。以下、この「疏」の性格について検討しよう。

右に掲げた勘物の文は、恐らく律集解から引用されたものと思われるが、国史大系『律』は、それを養老名例律八虐条の不孝に現れる疏文「若其獨坐主婚」に対する注解と考えて、その旨の傍注を施している。処で、右の古答の文は、文意からすぐ上の「附釋云」以下の文に接続するものである。古答の文が全く独立した自己完結的な文であるとは考えられない。律集解の原文は、恐らく古答の文中に上の附釈の文が引用されていたか、或いは前掲古答の「嫁娶違律條疏意也。」の文が附釈の文中にあつて、それを古答がそのまま借用したか、その何れかであろう。従つて、この古答の文が正しく解釈される為には、先ず上の附釈の文が正しく解釈されねばならない。律附釈に関しては、それが唐律の注釈書であるか、日本律の注釈書であるか、はた又、律附釈と称する日唐両律夫々の注釈書があったかは学説の分れる処であるが、我々は前稿^(一)において、それが唐の律疏に関する注釈書であつて、律附釈と称する日本律の

注釈書は存在しないという推測を述べた。現在においても、それが唐の注釈書であるという点に関しては、前稿を改める必要はないと思うものであるが、たとえ律附釈と称する日本律の注釈書が存在したとしても、前掲勘物に引かれた附釈が唐律を注釈したものであることは、その文中に「十惡」なる語の見えること、又、余親の喪を詐称した罪が杖一百とあって、それが『唐律疏議』の刑量と一致すること等からして疑いのない処である。

さて、右の附釈の文の意味であるが、文の冒頭から「即不入十惡」までは、凡そ次の如く解し得るであらう。

もし、父が子をして母が死んだと詐称せしめた場合は、子供は無罪である。父は「詐偽律父母死言余喪条によつて、」余親の喪を詐称した罪とし、杖一百を科する。父は子をして母の死を詐称せしめたのであるから（即ち、自分自身がその罪を犯したのではないから）、その罪は雜犯とし、「十惡とはしない。」その子は無罪とされたのであるから、これも当然十惡には入らない。

処が、右の文に続く末尾の文「有官除名。爲不應從故。九十以下不得其心。」は、難解である。恐らく「即不入十惡。」と「有官除名。」との間には、律集解の原文では或る種の文が存在し、勘物ではそれを省略したか、又は脱落したものであらう。処で、右の文中の「九十」は、父の罪である「杖一百」の從犯としての罪、杖九十の意に解するより外ないであらう。そうすると、前掲の文は、次の如く訓まざるを得ないこととなる。

有^レ官除名。爲^レ不^レ應^ハ從^ハ故。九十以下不^レ得^ニ其^ハ心^一。

右の意味は、凡そ次のようである。

「その子の罪を父の從犯として杖九十に処し、且つ十惡に入れて、」官があれば除名するという処分は、従うべきではないと考えられる故、その子を杖九十に処し云々という説は、律の趣旨に添わない。

附釈の文を凡そ以上の如く解し得るとして、次に、それに続く古答の文の意味である。この古答の文は、前述の如

く上の附釈の文と関連せしめて解釈するのが自然であろう。処で、古答の文に見える戸婚律の嫁娶違律条は、大宝、養老兩律共に本文の一部は、逸文として伝存するが、疏文の部分は、全く散佚してしまっている。従って、今『唐律疏議』の当該条の疏文を見て行くと、前掲附釈の文と関係があると考え得る部分は、本注の「本條稱以姦論者。各從本法。至死者減一等。」に對する疏の部分である。即ち、次に掲げる通りである。

疏議曰。(中略)假令父與其子。娶子之從母。依雜律。姦從母者。流二千里。強者絞。即父亦得流二千里。同雜犯。其子若自犯。有官者仍除名。此名各從本法。

右の文の意は、凡そ次のようである。

假え、父が「主婚として、」我が子をして、その子の從母を娶らしめたとすれば、雜律姦從祖母姑条の從母を姦すれば流二千里、強姦すれば絞罪に処するという規定により、父は流二千里の罪を得るが、「父自身がその罪を犯したのではないから、」父の罪は雜犯となり、「十惡には入らない。」もし、その子が自分自身で從母を娶ったのであれば、「從母は子にとって小功親に當るから、十惡の中の内亂の罪を犯したことになり、」子に官があれば除名する。これを「各本法に従う。」というのである。

前掲『唐律疏議』の文を右の如く解し得るとすれば、この唐戸婚律嫁娶違律条の疏の法理は、前掲附釈の文と類似する。即ち、両者ともに父の一方的な命によって、十惡相當の罪を犯させられた子の場合を問題としてしているのである。その場合、子が無罪として十惡の罪にはならぬとし、父もその罪を自ら犯した場合と同じ刑に処せられるが、その罪は雜犯(十惡、故殺人、反逆緣坐等以外の罪)として扱い、十惡には入れないものである。古答が附釈の文に続けて「嫁娶違律條疏意也。」といっているのは、以上の如き理由によるものではなからうか。そうすると、この附釈と古答の文は、やはり養老名例律八虐条の不孝の疏文「若其獨坐主婚。男女即非不孝。」(父母の喪中に男女が結婚し

た場合、もし祖父母父母が主婚であれば、主婚である祖父母のみを罰し、子孫である男女は罪とせず、従って十惡の中の不孝とはしないという意の注釈として、律集解が引き、それを更に名例律勸物がここに引いたものということができよう。

処で、前掲の唐戸婚律嫁娶違律条の疏文であるが、これに相当する日本律の疏文は、全く存在しなかったか、又存在したとしても、唐の律疏の文とは著しくその内容を異にするものであったといわねばならない。何故ならば、前述の如く、この唐の律疏の文は、父の命によって十惡に相当する罪を犯した子の例として、具体的に子が従母を娶ったケースを挙げているからである。唐にあっては、従母は子にとって小功親に当るから、従母を娶れば、それは十惡の中の内乱、即ち「姦小功以上親。父祖妾及與和者。」なる規定の小功親と与和せる者に該当する。しかるに、養老律の八虐は、唐の内乱の中の「姦父祖妾」のみを不孝の中に入れて、他の親族との姦罪は、八虐には入れていない。従って、もし大宝律八虐条の内容が養老律同条のそれと等しかったとすれば、父が子をしてその親族中の誰かと結婚せしめた場合、たといそれが姦罪とはなり得ても、八虐に該当する恐れは全くなかったといえよう。即ち、前掲の唐戸婚律嫁娶違律条の疏の内容は、日本律では当初から問題にならなかったのである。そうすると、右の古答の「嫁娶違條疏意也。」の「疏」は、大宝戸婚律嫁娶違律条の疏文をさすものではなく、唐の律疏を意味するものといわざるを得ない。

さて、古記・古答の引く「律疏」ではないが、ここにもう一つ注意しなければならぬのは、次に掲げる令釈の引く「一云」中に見える「律疏」である。

釋云。(中略) 一云。檢本令。使事未畢之間。便納所在官司。所以律疏云。輸納所到司者。若不輸納有稽留者科罪。今檢此令无既此文。則知。使事未畢之間者。使實耳。(公式令集解・給駅伝馬条 八五五頁)

右の「一云」の文は、公式令給駅伝馬条の「其驛鈴傳符。還到二日之内送納。」なる文に対する注釈である。この

文の意味は、唐令では、「使事未畢之間。便納所在官司。」なる文があつて、使人がまだ公用のすまない間は、伝符は暫らく使人の使いた官司に納めておくように規定するが、我が令では、この文を削除した結果、使人がまだ公用のすまない間は、駅鈴伝符は自分自身で所持していなければならないことになったというものである。従つて、右の「律疏云。輸納所到司。若不輸納有稽留者科罪。」なる文は、唐の使人が伝符を所在の官司に納めなかった場合、処罰をうけることをいっただものであつて、唐職制律用符節事訖条の疏文、即ち、

其傳符通用紙作。乘驛使人所至之處。事雖未訖。且納所司。事了欲還。然後更請。至門下送輸。既無限日。行至卽納。違日者。既非銅魚之符。不可依此科斷。自依紙券。加官文書稽罪一等。

の取意文である。以上述べた「一云」の文意、及び唐職制律用符節事訖条に相当する養老職制律閱契事訖輸納条に全く疏が存在しないことから、右の「一云」中の「律疏」が唐の律疏をさすものであることは、殆ど疑いをいれないであらう。⁽⁷⁾

以上述べた処から、『令集解』及び名例律勘物等に引用された我が明法家の私記に見える「律疏」「疏」の中、右に挙げた古記、古答、及び令釈所引の「一云」に見えるそれらは、何れも唐の律疏であることがほぼ明かになった。古記と古答とは同系統の注釈書と考えてよいが、令釈所引の「一云」も、令釈成立以前の注釈書であることは疑いないから、或いは古記、古答に近い系統のものであるかも知れない。しかりとすれば、極めて僅かな例ではあるが、古記系統の注釈書に引かれる「律疏」「疏」の内容は、日本律の疏文に相当する部分をさすものではなく、何れも唐の律疏（恐らく永徽律疏）を意味するということになるであらう。

二 令釈に見える律疏

次に令釈に見える律疏であるが、『令集解』には、四個所にそれが認められる。それらの律疏が日本律の疏文の部分を意味するものか、又、唐の律疏を指しての呼称なのか、それについて検討を加えたい。

その第一は、令釈所引の「一云」の文中に見える律疏である。これについては、すでに前章において述べた通りである。

その第二は、次に掲げる宮衛令集解・宮閣門条（六七四頁）に「衛禁疏」と見えるものである。

釋云。之類。謂請假病患等也。見衛禁疏也。

右の「衛禁疏」は、すでに養老衛禁律の応出宮内門籍已除条の逸文として復原に利用されているが、これもやはり唐の律疏である。即ち、令釈が「之類」を「請假病患等也」と解したのは、唐衛禁律応出宮殿輒留条の疏文、

應出宮殿。謂改任・行使・假患・番下・事故等。依令。門籍當日即除。

の、特に「假患・番下・事故等」の部分からなせる注釈である。右文の「依令」とは宮衛令であるが、唐令はすでに亡佚して伝わらず、仁井田陞氏の『唐令拾遺』（三五九頁）も、この疏文を復原の典拠としている。処で、養老宮衛令宮閣門条は、次に掲げる通りである。

凡應入宮閣門者。本司具注官位姓名。送中務省付衛府。各從便門著籍。（中略）若改任行使之類者。本司當日牒省除籍。（下略）

右の養老令は、唐令の令文と推定される「改任行使假患番下事故等」を簡略化して、これを「改任行使之類」としたものである。さればこそ「之類」を具体的に解釈する必要が生じ、令釈はその解釈を唐衛禁律の疏文に求め、「請

假病患等」という事例を示したのである。

養老衛禁律_{出宮内門籍已除条}の真の逸文は、『政事要略』卷八四（国史大系本六八三頁）に見えるのであって、当該部分は、左に掲げる通りである。

衛禁律云。應出宮内而門籍已除。（中略）各闕入論。
應出宮之類。依令除者。使

右の「使之類」は、前掲養老宮衛令の文に一致する。もし、『政事要略』所引の逸文を正確な引用文ではないとし、しかも令釈の「衛禁疏」を我が養老律の疏文に解して、養老衛禁律_{当該条}の疏文を「應出宮内者。謂（三字抛唐律補）改任行使仮患等。依令。門籍当日即除。」と復原するならば、これは正しくない。⁽⁸⁾『政事要略』の空画部分に「内者謂改任行」の六字を補うべしとする「律逸文」（国史大系『律』所収一〇九頁）の復原をむしろ是とすべきであろう。宮衛令には「改任行使之類」とあるのに、律文がこの令文を引用するに際して、「之類」をわざわざ「假患等」に改めるとは考えられない。養老律が令文を引用することは頻繁に見られる処であるが、その場合、日本令が唐令を変更していれば、律文中の令文も変更された日本令を引くのが常であるからである。又、令釈の律文引用法の面から検討しても、右の「衛禁疏」は、唐の律疏であると考えられる。即ち、令釈が「見——也」として日本律の疏文相当の部分を用いる場合には、例えば、「見衛禁律也」、「見職制律也」、「見捕亡律」というように「見——律也」とし、「見——疏也」ということは他にないからである。次に、その例を掲げよう。

(1) 釋云。宿衛。謂兵衛及内舍人也。見衛禁律也。（宮衛令集解・宿衛近侍条、六九七頁）

(2) 釋云。（中略）印者長官掌之。若長官无者。次官掌也。見職制律也。（職員令集解・太政官条、四八頁）

(3) 釋云。邊要。謂居邊爲要耳。假如。壹岐對馬之類。見捕亡律。（仮寧令集解・官人遠任条、九五一頁）

(1)の「衛禁律」は同律宿衛条、(2)の「職制律」は同律在外長官使人有犯条。(3)の「捕亡律」は同律在官無故亡条の

夫々の疏文を指し、しかも何れも日本律の疏文であつて、唐律の疏文ではない。⁽⁹⁾

第三の唐律疏は、令釈が「疏文」と称するものである。この令釈は、左に掲げるように、公式令論奏式条の令文「斷流罪以上及除名」に対する注釈であるが、これ又難解の文である。

釋云。流罪以上及除名。謂律令之内雖有文。而此可論事耳。假令。獄令云。雖非六議。而本罪應奏。處斷有疑。

及經斷不伏者。衆議量定。又六議人等。犯死罪可議論事是也。但獄令云。刑部及國司斷流以上及除免官當者。連寫案。申太政官。此是雖流以上。而非可議論故。可依下奏事式。但名例律云。流人經奏畫者。是令取疏文耳。何者。唐令。官當以上皆奏畫故。其免官以下。雖衆議量定。止依奏事式耳。(公式令集解・論奏式条、七八九頁)

跡記も亦、令釈の説をうけて、次のように述べている。

跡云。(中略)名例云。流死奏畫訖會恩者。同免例者。依疏文耳。(公式令集解・論奏式条、七八九頁)

右の令釈及び跡記にいう「名例律」「名例」とは、養老名例律以賊入罪条の疏文のことである。令釈の文を解釈する前に、唐の以賊入罪条の関連箇所を左に掲げよう。

已費用者。死及配流勿徵。(本注略)

疏議曰。因賊斷死。及以賊配流。得罪既重。多破家業。賊已費用。矜其流死。其賊不徵。若未經奏畫。會赦免流死者。徵賊如法。畫訖會恩。即同免例。

滋賀秀三氏の訳註によれば、右の条文は、財貨の不正な授受・奪取を構成要件とする犯罪において、その財貨がすでに消費されてしまったとき、犯人が死刑、又は流刑に処断されたならば、賊の取立ては行わないことを規定したものであり、右の疏文の「若未經奏畫」以下は、「もしいまだ奏畫(上奏裁可)を経ないうちに、赦にあつて流刑死刑を免ぜられたならば、賊は規定どおりこれを取立てる。皇帝が〔流・死の判決を〕裁可しおわたつた後に、恩赦をうけた

のであれば、取立免除の扱いに入れる。」という意味である。⁽¹⁰⁾ 而して、唐においては、流以上の刑を科す判決は、奏抄又は発日勅によって下され、その何れも皇帝親筆の裁可のサインを必要とする。右の疏文に「未經奏畫」とか「畫訖」とかあるのは、裁可のサインが終ったかどうかということである。発日勅は、議請すべき者の死罪を断ずるときに用いられ、皇帝は親筆で「可」と畫する。奏抄は、これ以外の流罪以上の罪、及び除免官当について用いられ、皇帝は親筆で「聞」と畫する。このように唐では、流以上の刑を科す判決のすべてに皇帝親筆の裁可を必要としたのである。⁽¹¹⁾

処で、日本でも唐制に同じく、流以上の刑を科す判決のすべてに天皇親筆の裁可を必要としたのであろうか。天皇が親筆で「聞」と畫して裁可を下すのは論奏である。養老公式令の論奏すべき「大祭祀」以下の九事項は、唐の発日勅と奏抄式とを統合して作られたものといわれている。⁽¹²⁾ しかし、論奏によって下される判決の範囲は、唐のそれよりも狭い。即ち、奏畫を要する判決は、「流罪以上及除名」だけである。従って、免官・免所居官・官当は論奏によらない。そればかりか流罪以上の判決にも、論奏による天皇の裁可を必要としない場合があった。前掲令釈の文によれば、それは獄令郡決条に、「刑部省及諸國。斷流以上若除免官當者。皆連寫案。申太政官。」と規定するものであって、この場合は奏事式による。奏事式は、天皇親筆による裁可ではないから、奏畫を必要としない。一方、論奏すべき流罪以上の判決とは、やはり令釈の文によれば、名例律議条、請条に規定する死罪、及び獄令犯罪応入条に「雖非六議。但本罪應奏。處斷有疑。及經斷不伏者。亦衆議量定。」と規定するものの場合である。このように養老令では、流刑、死刑の判決を下す手続に論奏式と奏事式の二通りの方法があって、唐制とは大幅に異っていたのである。以上の点を念頭において、傍線分を除いて、前掲令釈の文を解釈すれば、凡そその大意は、次の通りである。

公式令論奏式条で「流罪以上及除名」といっているのは、律令の中には、それに関する条文が色々あるが、こ

ここでは論奏すべきものをいうのであり、たとえば、獄令犯罪応入条や名例律議条、請条等の場合を指すものである。但し、獄令郡決条に「流以上」とあるが、これは太政官において議論すべきことではないから、下条の奏事式によるべきである。(傍線部省略) 免官以下は、太政官の衆議により決定するが、「論奏式条の本文に「除名」とあるから、」これらは奏事式によるべきである。

ただ問題の傍線部分、「但名例律云。流人經奏畫者。是令取疏文耳。何者。唐令。官當以上皆奏畫故。」は難解であって、殊に右文の「令」は、律令の「令」に解しては、よく意味が通らない。或いは「是令^{ムル}取^ル疏文^ニ耳。」とでも訓むべきであろうか。前掲跡記の「名例云。流死奏畫訖會恩者。同免例者。依疏文耳。」の文も、右の令積の文と同一の意味であろうから、この文に「令」字のない処からすれば、令積の文の「令」字は、衍字であるかも知れない。次に、令積の文の「唐令。官當以上。」とは、具体的には唐令の「祭祀。支度國用。授六品以下官。斷流^(上カ)已下罪。及除免官當者。並爲奏抄。」⁽¹³⁾をさすものであろう。そうすると、前掲令積の傍線部分は、一応、次の如く解し得るであらう。

但し、養老の名例律以贓入罪条で「流人經奏畫」といっているが、これは唐の律疏の文を「不用意に」そのまま我が律文にもち来ったものである。即ち、唐令では、流罪以上の罪にはすべて奏畫を必要とするから、この疏文のままでよいのである。「しかし、我が令では、獄令郡決条の「流以上」の判決には、奏畫を必要としないから、この名例律の文は、令の文と整合しない。」

右の令積及び跡記のいう「疏文」を日本律の疏文に解しては、どうも意味がよく通じない。前掲令積の文では、「疏文」に続けて、「何者。唐令云々」とあるから、やはり文脈上も、この「疏文」を唐の律疏の文に解した方が自然であらう。

令積には、もう一つ次のような「名例疏」が見える。

釋云。鬪殺人者。非本犯除名。何者爲名例疏曰雜犯死罪非除名之色。(獄令集解・六載条逸文、一三頁)

右の令釈は、獄令六載条の注文「移人。謂本犯除名者。」を注釈した文である。獄令六載条の文は、次に掲げる通りである。

凡流移人。移人。謂本犯除名者。至配所六載以後聽仕。

又、右の注文に対する義解は、次に掲げる通りである。

謂。依律。故殺人獄成者。雖會赦猶除名。是爲本犯除名。其鬪殺除名訖。會赦移鄉者。亦准此法也。

右の義解の文中の「律」とは、次に掲げる養老名例律除名条をさすことは明かである。

凡犯八虐故殺人反逆緣坐。本應緣坐。老疾免者亦同。獄成者。雖會赦。猶除名。獄成。謂臆狀露顯。及省斷訖未奏者。(中略)

其雜犯死罪。即在禁身死。若免死別配。及背死逃亡者。並除名。皆。謂本犯合死。而獄成者。會降者。聽從當贖法。

さて、義解の文を参照しつつ、前掲令釈の文を解釈すれば、その意味は、凡そ次の如くならう。

〔獄令六載条の注文の「本犯除名」というのは、律によれば、故殺人等の赦に会っても、なお除名されるものをいう。〕而して、鬪殺人は「本犯除名」ではない。何故ならば、「名例疏」に雑犯の死罪は、「赦に会えば」除名にはならないといっているからである。

処で、日唐の名例律を検するに、「雜犯死罪非除名之色」という疏文は、これを見出すことが出来ない。従って、右の「名例疏」は、何らかの注釈書の文と取れないこともない。しかし、後述するように唐代資料に引用された律又は律疏の文には、原文を忠実に引用せずに、それを大幅に改変した取意文がかなり存することを考えれば、右の「名例疏」は、やはり名例律除名条の疏文を熟読した上での、その取意文と考えるのが穩当であらう。又、令釈の他の三例が何れも唐の律疏を指すものであったことから類推すれば、この「名例疏」も亦、唐の律疏の取意文であると考え

られなくもない。ただ名例律除名条は、日唐間に規定の内容に関して相違がないから、令釈が唐の律疏をここに引用しなければならぬ理由が稀薄である。或いは、令釈が自己の解釈を正当化する為に、日本律の疏文よりも、当時權威のあった唐の律疏をわざわざここに引いたのであろうか。

以上、令釈に見える四例の「律疏」について、その内容を検討した。その結果、唐律疏である証拠もなければ、又日本律の疏文である証拠もない最後の一例を除いて、他の三例は、何れも唐律疏であることがほぼ明かになったことと思う。従って、令釈は概して日本律の疏文と唐律疏とを意識的に区別していたということができよう。その点、令釈は前述の古記・古答の律文引用法を踏襲しているといつてよいであらう。(補論二)

三 穴記その他に見える律疏

次に穴記に見える「律疏」について検討したい。穴記には、「疏」「律疏」が六例ほど存在する。その第一は、次に掲げる通りである。

穴云。(中略)問。縁坐没官日。妻妾弃放何。答。可勘賊盜律疏也。(戸令集解・官奴婢条、三三六頁)

又、同条に見える朱記は、右の穴記を次の如く引用している。

朱云。問。夫被没官者。妻何。貞不決。穴云。可離也。可見賊盜律疏者。未明。(戸令集解・官奴婢条、三三六頁)

養老律は、賊盜律造畜条を除いて、婦人に縁坐を及ぼすことがない。縁坐で没官されるのは、謀反大逆人の父子だけである。従って、右の父子が没官される時、その妻妾を棄放してよいかどうかについて疑問が生ずる。養老獄令流人科断条は、流人と移郷人とは、その妻妾を棄放して配所に赴くことを禁じているが、没官された夫がその妻妾を棄放できるかどうかについては、養老律令は何も言及していない。前掲穴記の問答は、その辺の所を問題にしているの

であろう。処で、唐の賊盜律謀反大逆条には、次の如き問答が見える。

問曰。反逆人。應緣坐其妻妾。據本法。雖會赦。猶離之正之。其繼養子孫。依本法。雖會赦合正之。準離之正之。卽不在緣坐之限。反逆事彰之後。始訴離之正之。如此之類。並合放免以否。

答曰。刑法慎於開塞。一律不可兩科。執憲履繩。務從折中。違法之輩。已汨朝章。雖經大恩。法須離正。離正之色。卽是凡人。離正不可爲親。須從本宗緣坐。

右の「問」の大意は、「謀反大逆人の縁坐とすべき妻妾が『違律爲婚』ならば、戸婚律違律爲婚離正條を適用し、赦に會つても離婚せしめる。又、同じく縁坐とすべき繼養子孫が『違法養子』ならば、名例律會赦改正徵收條を適用し、赦に會つても養子を解く。従つて、これらの妻妾・繼養子孫には縁坐が及ばないが、謀反大逆罪が發覺した後に始めて、反逆人が違法の妻妾・繼養子孫の『離正』を訴えたならば、これらの人々を縁坐せずに放免すべきであらうか。」ということであらう。右の「答」の大意は、「律に矛盾する處があつてはならない。違法の妻妾・繼養子孫は、恩赦を経てもなお、法は離正すべきであるとしている。これらの妻妾・繼養子孫は、離正されれば凡人であり、親屬たり得ないのであるから、本宗の縁坐に従うべきであり、反逆人の縁坐とはならない。」ということである。

唐賊盜律謀反大逆条においては、婦人にも没官なる縁坐刑が科される。しかし、前述の如く日本では婦人の縁坐刑はないから、養老賊盜律同条は、右の問答中の妻妾に関する部分を削除している。従つて、穴記は、妻妾の棄放に關しては、唐の「賊盜律疏」を勘案せよといっているのである。しかし、唐賊盜律の問答を仔細に検討するならば、その意味する所が穴記のいう所と一致しないことに気付くであらう。唐賊盜律の問答は、縁坐で没官される妻妾について説いているのに対し、一方、穴記は、縁坐で没官される父子の妻妾について述べているからである。唐賊盜律の問答からは、穴記の質問に対する正確な解答は出て来ない筈である。朱記が「可見賊盜律疏。未明。」といっているの

は当然であろう。しかし、前掲穴記の「賊盜律疏」は、やはり唐賊盜律謀反大逆条の前掲問答を指していることは確かであろう。何故ならば、前述の如く、没官者の妻妾に関して養老の賊盜律には何の規定もなく、一方、唐律においても、縁坐と没官と妻妾の棄放の三者に関連して述べた個所は、前掲の問答だけであるからである。

穴記に見える「律疏」の第二は、考課令集解・官人犯罪条（六三三頁）の問答と「私案」との間に挿入されている「師云」に存する。次にその史料を掲げよう。

穴云。（中略）問。徒以上。未知。半年徒何。答。勘會諸條決耳。

この問答に続いて細字双行の割注で、次の如き文が見える。

師云。猶准杖罪法。從放免之。但律疏。有以盜半年不合贖配役文耳。

右の「師云」の文は、穴記の「半年徒」の取扱いについて、その結論を具体的に述べたものである。処で、「師云」中の「杖罪法」とは、養老名例律犯徒配役条の

凡犯徒應役。而家無兼丁者。（本注略）徒一年。加杖一百廿。不居作。一等加廿。

を指すものであり、恐らく徒半年分（徒一年で加杖一百二十であるから、徒半年では杖六十か）を決杖した後、放免するものであろう。後段の「但律疏。有以盜半年不合贖配役文耳。」は、これを唐律で解釈することが出来る。即ち、盜罪を犯して半年の徒刑に配役される場合が、唐名例律共犯罪有逃亡条の疏文に見えるからである。左に当該個所を掲げよう。

諸共犯罪而有逃亡。見獲者。稱亡者爲首。更無證徒。則決其從罪。

疏議曰。假有甲乙二人。共詐欺取物。合徒一年。甲實爲首。當被捉獲。乙本爲從。遂卽逃亡。甲被鞠問。稱乙爲首。更無證徒。卽須斷甲爲從。科杖一百。是名決其從罪。

後獲亡者。稱前人爲首。鞫問是實。還依首論。通計前罪。以充後數。

疏議曰。後捉獲乙。稱甲爲首。鞫問甲。稱是實。還依首坐。科徒一年。甲是庶人。前已決杖一百。卽須以杖答贖直。準減徒年。一年徒。贖銅二十斤。一百杖。贖銅一十斤。以十斤杖銅。減半年徒罪。餘徒半年。依法配役。

「師云」に見える「律疏」の内容が右の疏文の取意文であり、特に「餘徒半年。依法配役。」と一致するものであることは、疑いない。当条はかなり長い条文であるが、養老律の逸文は断片的にしか発見されていない。殊に前掲箇所は、冒頭の「共犯罪逃亡」の五文字が復原されているに過ぎず、養老律の内容は、これを窺い知ることができない。その疏文相当の部分が唐律と異っており、「師云」の「准杖罪法。從放免之。」が当条疏文の取意文であつたかも知れないし、又「師云」以下の右の文が、「師」の独自の立言であつて、養老律は唐律と全く同じ文であつたかも知れない。従つて、「師云」中の「律疏」は、唐の律疏である可能性のあることは確かであるが、結局、日唐何れとも断定し難いとするのが穩当であらう。

穴記に見える「律疏」の第三は、考課令内外初位条の注文「起補任日。及任訖未上。便差充使者。」の「便」の字義を注釈した部分に見える。次に、その個所を掲げよう。

穴云。便差使者。便。卽之義。律疏云。理使適中。(便カ)是中也。(考課令集解・内外初位条、六一〇頁)

右文の「理使適中」(便カ)なる疏文は、次に掲げる唐の名例律平賊者条の問答に見える。

問曰。(略)

答曰。懸平之賊。依令準中估。其獲賊去犯處遠者。止合懸平。若連向犯處準估。其物卽須脚價。生産之類。恐加瘦損。非但姦僞斯起。人粮所出無從。同遣懸平。理便適中。

卽ち、前掲「律疏」の文は、右の答の最後に在り、「道理に適っている。」というような意味である。本条も又、養

老律は散佚しているから、この「律疏」も、唐の律疏、日本律の疏文、その何れとも断定し難い。この「律疏」は、すでに養老律の復原に用いられているが、唐の律疏である可能性があるから、一応保留しておくのが至当であろう。

以上の三例に加えて、穴記には、「疏云」という如き表現が更に三例存する。

(1) 穴云。其和誘。和同相賣者。科逃亡罪。然則所生男女。依下條從賤也。賊律疏云。受誘律无正文者。並合從坐科罪。若逃亡罪重者。依例當條雖有名。所爲重者。自從重是。(戸令集解・良人家人条、三三五頁)

(2) 穴云。非理死失者徵陪。謂雜律受寄財物條疏云。准廩牧令償減價也。(廩牧令集解・因公事条、九三九頁)

(3) 穴云。官畜。謂先除驛傳馬之外也。何者。律枉道條疏然也。(廩牧令集解・官畜条、九四〇頁)

(1)の「賊律疏」は、賊盜律略人条の疏文をそのまま引用したものである。日唐同文であるが、後述の朱記・讀記の如く、やや長文の引用であって、取意文ではないこと等からすると、一応養老律の疏文と考えられる。(2)の「雜律受寄財物條疏云」は、養老廩牧令・官私馬牛致死条との關係においても矛盾がないから、養老律の疏文としても差し支えない。又、「——律——條疏云」という引用法は、今迄述べて来た例になく、後述の朱記や讀記に同じであるから恐らく養老律であろう。事実、養老律の疏文として復原に使用されている。⁽¹⁵⁾(3)の「律枉道條疏」は、職制律乘駅馬輶枉道条の疏文、

謂所經之驛。不換馬者。因而致死者。依廩牧令。乘官畜。非理致死者備償。

を意味する。右の疏文は養老律であるが、唐律もこれとほぼ同文である。注釈に權威を与える為に引用したという以外には、唐律疏である理由は考えられない。以上の三例は、唐の律疏であるか、日本律の疏文であるか、その内容上からの証拠をあげることはできないが、その疏文引用の前後の情況や引用法から推測すると、日本律の可能性の方が大きいといえよう。或いは、穴記において「律疏」というのは、唐の律疏をさし、「疏」というのは、日本律の疏文

をさすのかも知れない。兎に角、穴記に見える「律疏」「疏」には、明かに唐の律疏と認められるものもあるが、又、日本律の疏文と思われるものもあるということになるであらう。

さて、「疏云」として明かに日本律の疏文を引用するのは、『令集解』各私記の中で成立の最も遅い部類に属する朱記と讃記である。先ず朱記の「疏云」について述べよう。

朱云。貢與舉二事也。何者職制律。凡貢舉非其人條疏云。貢者。依令。諸國貢人。舉者。若別勅令舉。及大學送官者爲舉人云々故者。（職員令集解・撰津職条、一五六頁）

右の「疏云」の文中には、「諸國」「大學」とあるから、この文が養老職制律貢舉非其人条の疏文であることは明白である。又、賦役令丁匠赴役条の「凡丁匠赴役者。皆具造簿。」なる本文に対する朱記にも、

朱云。衛律私度條疏云。軍防丁夫。有惣歷者是歟。（賦役令集解・丁匠赴役条、四二五頁）

とある。右の「軍防丁夫。有惣歷。」は、日唐同文であるが、この場合、唐律疏を引用しても意味をなさないから、やはり日本律の疏文であらう。

讃記にも、「疏云」が二例認められる。第一の例は、次の通りである。

讃案。（中略）私案。（中略）屬郡者。附之郡也。案闔律。（中略）又考課令。（中略）又斷獄律。鞠獄官。囚徒伴在他所者條。疏云。卽擅移囚郡。各附隸別國者。卽受囚之郡。申所屬之國。轉牒送囚之國。依法。推劾者。依此等文。國稱郡曰屬郡也。郡稱國曰所屬國。（戸令集解・国遣行条、三一七頁）

右の「疏云」の文中には、「郡」「國」とあるから、この文も養老斷獄律囚徒伴在他所条の疏文である。「——律。——條疏云。」という引用法も、朱記の場合と同じである。「疏云」の第二の例は、考課令の「考課」という篇名を注釈した部分に見える。

讃云。(中略)課。謂課試貢舉之人也。故職制律云。考校課試而不以實。一人答五十。疏云。考校。謂内外文武官寮。年終應考校功過也。課試。謂貢舉之人。藝業技能。依令。課試有數者也。(考課令集解、五二九頁)

右の「職制律云」の文中にある「答五十」なる量刑は、養老職制律貢舉非其人条のそれに一致するから、この「疏云」も日本律の疏文である。右にみる如く、朱記、讃記に見える「疏云」は、四例とも日本律の疏文であって、唐の律疏ではない。なお、朱記、讃記における養老律疏文の引用法が、令釈や穴記における唐律疏の引用法と異なる点は、(1)概して長文の引用であること、(2)取意文ではなく、疏文をそのまま引用すること、(3)「律疏云」という引き方をせず、「疏云」として引用すること、(4)律本文、又は条文名と疏文とを一緒に引用すること等が挙げられよう。

以上、三章にわたって述べた処をここに要約するならば、古記・古答の引く「疏」「律疏」は、唐(永徽)の律疏であり、令釈も亦、その傾向が濃厚である。しかし、穴記の引く「疏」「律疏」には、明かに唐の律疏も認められるが、日本律の疏文と思われるものも存し、更に成立年代の下った讃記、朱記の引く「疏」は殆ど皆、日本律の疏文であるということである。

四 「律云」・「注云」から「疏云」へ

『令集解』に見える各私記には、日本律疏文の引用において、夫々種々なる形態が存するが、そこに一つの共通せる事実を認めることができる。即ち、各私記は疏文のみを単独に引用する場合には、「律云」「依律」「律」等と引き、疏文を本文や本注と共に引用する場合には、疏文を「注云」と引いて本文・本注と識別した。前者の例としては、假寧令集解・外官任詔条の古記(国史大系本九五四頁。以下頁数のみ示す)、考課令集解・一最以上条の令釈(五七九頁)、考課令集解・官人犯罪条の跡記(六三三頁)、選叙令集解・職事官患解条の穴記(四九八頁)、僧尼令集解・觀玄象条の

讃記（二〇九頁）、考課令集解・官人遷迹条の朱記（五四七頁）、職員令集解・兵部省条の伴記（二〇〇頁）等があり、後者の例としては、公式令集解・駅使在路条の古記（八六三頁）、公式令集解・任授官位条の令釈（九〇八頁）、考課令集解・内外官条の跡記（五三三頁）、僧尼令集解・有事可論条の穴記（二二四頁）、考課令集解・内外官条の讃記（五三三頁）、戸令集解・国遣行条の朱記（三二二頁）、職員令集解・左衛士府条の伴記（一四三頁）等がある。而して、右の原則に最も忠実なる私記が古記と令釈であり、恐らく古記において、この原則が確立され、令釈がこれを襲ったものであろう。しかも、前章で論じた如く、古記と令釈においては、（古記に比べて令釈には若干不確かな面があるが）「律疏」「疏」「疏文」といえば、何れも唐の律疏を意味した。両者においては、日本律の疏文に対して「疏」という語を使用することは、殆どなかったと見てよい。即ち、古記、令釈は、日本律と唐律疏とをかなり厳格に区別していたのである⁽¹⁶⁾。しかし、穴記成立の頃から「疏云」の用法が曖昧になり、朱記、讃記に至ると、右の原則に依りながらも、一方それからはずれて、明かに日本律の疏文を「疏云」として引用し始める。それと同時に朱記、讃記は、殆ど唐の律疏を引用することがない⁽¹⁷⁾。更に時代が降って、『政事要略』に現れる惟宗允亮・允正の明法勘文や『法曹至要抄』等になると、日本律の疏文を「疏云」というのがむしろ当然のようになってしまった。即ち、日本律文を引用するに際して、「律云。――。注云。――。疏云。――。」とするのが、允亮・允正以降の後代の典型的な律文の引用法である⁽¹⁸⁾。

本来、唐の律疏を意味した「疏」という語が、ここでは日本律の疏文の意味に使用されるようになるのである。

このように、日本律の疏文を引用する為の呼称は、時代の推移と共に「律云」・「注云」から「疏云」へと移行していった。次にその理由を考えねばならないが、先ず、左の事実を指摘することができよう。即ち、疏文の部分を「疏云」として引用するようになるのは、本注を「注云」と呼ぶことが一つの契機になるということである。つまり、本注を「注云」として引用すると、従来の「注云（＝疏文）」と区別ができなくなってしまうからである。そこで、疏文

に對して「子注云」という呼称が生れるのであるが、その前に何時頃から本注を「注云」と呼ぶかについて検討したい。

古記や令釈が「注云」として引用する本注に関しては、若干問題があるので、次章で述べることとして、先ず穴記についてみると、穴記には明かに本注を「注云」として引用する場合が認められる。即ち、次に掲げる通りである。

穴云。問。賊盜律云。凡造妖書及妖言遠流。注云。造謂自造休咎及鬼神之言。妄說吉凶涉於不順者。子注云。休謂妄說他人及己身有休徵者。（僧尼令集解・觀玄象条、二一〇頁）

右文の「注云」は、次に「子注云」とあるから、明かに本注をさす意味で使用されている。又、讚記や伴記には、次の如き文が見えている。

讚云。（中略）職制律。凡玄象器物。天文。私家不得有。違者徒一年條。子注云。玄象者玄天也。謂象天爲器具。

以經星之文及日月所行之道。轉之以觀時變。天文謂日月五星廿八宿等者。（僧尼令集解・觀玄象条、二〇八頁）

伴云。名例律。彼此俱罪條。卽簿斂物。赦書到後。子注云。謂謀反大逆人家資合沒官者也。（職員令集解・贓贖司条、一〇九頁）

右の文には、「注云」なる語は見えないが、疏文をさして「子注云」といっているから、讚記、伴記も、前掲の穴記の文の如く、本注の部分で「注」として扱おうとする意識があったことは確かであろう。例えば、僧尼令集解・觀玄象条（二二三頁）、及び考課令集解・官人景迹条（五四六・五五五頁）の讚記、職員令集解・東市司条（一五五頁）の伴記には、夫々本文と本注とが引かれ、本注の部分には「注云」が冠せられている。これらの文には、疏文は引かれていないが、前述の如く讚記、伴記には「子注云」という表現が見えているから、上記の「注云」は、本注を意味するものとして使用された可能性が大であろう。穴記においては、古記、令釈の如く、本注を「律云」として引き、本文

と区別しない場合も依然として多いが、讀記、伴記に至ると、本注の部分が「注云」として引かれることが多くなり、「律云」として引かれることは極めて稀となる。⁽¹⁹⁾そこで、穴記、讀記、伴記は、本注と疏文とを区別する為に、疏文の部分を「子注」と称したのである。従来、唐の律疏の意味であった「疏」を日本律の疏文に冠することになお抵抗があったのであろう。しかし、この「子注云」という呼称は定着しなかったと見えて、『令集解』には、右の三例の外に六例（穴記三、讀記一、編者の文と思われるもの二）を数えるのみである。「子注云」という呼称が定着しなかったのは、例えば、唐の名例律共犯罪有逃亡条の疏文に、本注をさして、「子注具有明文。」とあるように、唐の律疏では、「子注」なる語は、本注と同義語に使われており、⁽²⁰⁾疏文を「子注」というのは、やはり紛らわしいと考えられたのかも知れない。要するに、「子注云」は、「律云」・「注云」から「疏云」へと移行する過渡期の表現であったと思われる。前述せる如く、「子注云」という穴記、讀記ですら、一方で「疏云」と称し、又朱記は、「疏云」とは称するが、「子注云」という表現はとらないのである。

五 古記における「注云」の意義

前章に於いて、我々は『令集解』諸家が日本律の疏文を「注云」として引いて、その本文・本注と識別することを指摘し、更にこの原則は古記に始まることを述べた。本章においては、古記に見られる「注云」がいかなる性格をもち、いかなる意義を有するものであるかを考察したいと思う。

吉田孝氏によれば、古記は、大宝律の写本の大字で書かれた部分を本文として引用し、小字二行割で書かれた部分を「注云」として引用したと推測される。⁽²¹⁾即ち、吉田氏は、古記が疏文を「注云」として引くのは、古記の見た大宝律写本の書式からの影響と考えておられるようである。処で、一方、古記は単独に疏文のみを引く時は、前述の如く

「律云」「依律」というような言い方をする。次に、その例を掲げよう。(傍線部(A)は疏の取意文、(B)は本注、(C)は疏文)

(1) 古記云。(中略) 依職制律。舊人有田苗者。侍田收訖發遣聽之也。^(A) (假寧令集解・外官任訖条、九五四頁)

(2) 古記云。(中略) 雜律云。^(B) 不牢不眞謂之濫。又條云。^(C) 販鬻之徒。共爲奸計。自賣物者。以賤爲貴。(中略) 望使前人

迷謬以將入己者。(考課令集解・最条、五七五頁)

更に、古記は律本文と共に、疏文を引用する場合においても、疏文の冒頭に「注云」を冠せず引用する場合があった。即ち、次に掲げる如くである。(傍線部(D)(E)(F)は本文、(G)(I)は疏文)

(3) 古記云。(中略) 案戸婚律。^(D) 私入道及度之者。杖一百。^(E) 謂僧尼等非是官度而私入道及度之者。^(F) 已除貫者。徒一年。

^(G) 謂度之者亦同罪。^(H) 本國主司及僧綱知情者。與同罪。^(I) 謂私入道人所屬國郡司。及僧綱并所住寺三綱。知情者也。

(僧尼令集解・方便条、二三七頁)

右の(1)の文において、傍線部(A)が本文・本注であるか、疏文であるかは、一寸見ただけでは簡単に見分けがつかない。(2)の傍線部(C)は、かなりの長文であるから、それが疏文であることは見当がつくが、傍線部(B)は本注の部分であり、両者は同じく雑律の条文として並記されているから、もし古記が嚴格に「注云」を用いたとすれば、(C)の文の冒頭にも「又條注云。」というように記してもよさそうなのである。更に(3)の文では、傍線部(E)(G)(I)の冒頭に夫々「謂」なる文字があるから、以下の文が疏文であることは明かであるといえるかも知れない。しかし、「謂」は、本注の文の冒頭にも屢々冠せられることがある。例えば、次の如くである。

諸宿衛人被奏劾者。本司先收其仗。違者徒一年。謂在宮殿中直者。(唐衛禁律・宿衛被奏劾条)

凡去官而受舊官屬士庶饋與。若乞取借貸之屬。各減在官時三等。謂家口未離本任所者。(養老職制律・去官受饋與条)

そうすると、(3)の場合、傍線部(E)(G)(I)の「謂」以下の文が本注であるか、疏文であるかは、文脈だけでは簡単に見

分けがつかない。特に(B)(G)は、短い文であるから、本注と紛らわしい。以上の三例からすれば、古記が大宝律疏文を「注云」と呼ぶのは、疏文をさして何時、如何なる場合においても必ずそのように呼ぶという確定的、統一的なものではなかったようである。かかる古記の大宝律の引用法は、古記がやはり小字二行割の形で記されていたと思われる大宝令の注文を引用する場合においても、すでに見られる処である。古記が大宝令の本注を本文と区別せずに引用する例を次に掲げよう。

古記云。(中略)^(舊傳令)又條。近河及大水。有堤防之處。國郡司以時檢行。(中略)不拘時限。應役五百人以上者。且役

且申。若急者。軍團兵士亦得通役。所役不得過五日者。^(公式令)(賦役令集解・雜徭條、四三七頁)

古記云。(中略)又條。^(公式令)五衛府。軍團及諸帶仗者。爲武。唯內舍人及竺志不在武之例。自餘並爲文。(考課令集解・

内外官條、五三一頁)

右の傍線部は、養老令条文と比較すれば、それが本注であることは明かである。しかし、右の文だけからは、それが本注であるかどうかは見当がつかない。このように、古記は大宝令を引用するに際しても、小字二行割で記されたと思われる本注に対して、必ず「注云」を冠するとは限らないのである。しかも、如何なる場合に古記が「注云」を用い、又、如何なる場合に「注云」を用いないのか、その基準は必ずしも一定していない。即ち、古記が大宝律疏文をさして「注云」と呼ぶのは、確かに古記の見た大宝律写本の書式からの影響もあろうが、それは大宝律の本文・本注と疏文とを区別して記す為の便宜上の措置であって、しかも古記の「注云」の用法には、かなり恣意的なものがあるように思われるのである。

ここで、はるかに時代の下った史料ではあるが、惟宗公方の律文引用における「注云」の用法を検討することによって、更に古記に見られる「注云」の性格について考えて見たい。もとより平安時代中期の史料をもって、古記の引

用に推測を加えることには問題があらうが、公方の「注云」の用法には、伝統的なものが見られるから、それを検討することにより、古記の「注云」の性格に若干なりとも示唆が与えられはしないかと思うのである。惟宗公方が天曆二年（九四八）六月と同年十二月の両度にわたって草した勘文には、注目すべき律文引用が見られる。律文引用の個所は、両勘文とも同じであるから、ここでは六月の勘文について考察したい。その全文は、『政事要略』卷六〇（国史大系本四九六頁以下）に収載されているが、長文にわたっている為、全文を掲げるとは省略し、必要箇所のみ、左に掲げることとする。

名例律云。（中略）又條云。監臨主守。於監守犯盜。若受財而枉法者除名。注云。盜三端。枉法一端。

斷獄律云。常赦所不免者依常律。注云。常赦所不免。謂。雖會大赦。猶處死及流若除名。免所居官。

右の名例律と斷獄律は、公方の引用した律文であり、「注云」以下は、本注である。一方、同じく公方の引用した律文の中、

名例律云。（中略）又條云。稱加役流者。配遠處役三年。

とあるのも本注である。即ち、公方は、本注を引用するに際して、「注云」を冠したり、冠しなかったりする。「注云」を冠するのは、本文と本注の両者を同時に引用し、しかも疏文を引用しない場合であり、「注云」を冠することによって、その文が律本文ではないことを明かにしたのであらう。本注のみを引用する時に「注云」を冠しないのは、本注も亦、律文であると共に、本文と本注の両者を区別する必要がないからである。

処で、公方の前掲勘文に引かれた延喜十八年（九一八）六月の太政官符には、

律云。部内有旱澇霜雹蟲蝗爲害之處。主司妄言者杖七十。覆檢不以實者與同罪。若致枉有所徵免。賊重者坐贓論。

注云。計所枉徵免。贓罪重於杖七十者。坐贓論。罪止徒三年。以枉徵之物。入官者坐贓論。入私者以枉法論。至

死者加役流。

と見える。右の「注云」以下は、戸婚律部内旱澇為害条の疏文である。従って、公方の勘文には、本注を意味する「注云」と疏文を意味する「注云」とが共に存したことになる。公方は、このことに何ら矛盾を感じなかったようである。何故ならば、公方が延長六年（九二八）に草した勘文には、次の如く見えるからである。

斷獄律云。應輸贖物違期不送者。一日笞十。五日加一等。罪止杖一百。注云。贖。謂犯法之人應徵銅贖。（政事要略卷八二、六七二頁）

右の「注云」以下は、疏文である。前掲勘文では、疏文に「注云」を冠したのは太政官符であるが、この勘文では公方自身が疏文に「注云」を冠したのである。

以上に見た「注云」の用法から考えると、惟宗公方は、「注云」という用語に本注とか疏文とかの特定の意味を持たせていなかったことがわかる。要するに「注云」の効果は、「注云」を冠して引用することによって、その部分が律の本文でないこと（即ち、本注か疏文であること）を明確にすることであった。又、次の如き引用例が『令集解』各私記に認められる。

釋云。（中略）名例律云。雖不滿年。役過四十日者折一年。注云。依令。丁役四十日。當年課役俱免者。（賦役令集解・歲役条、三九二頁）

穴云。（中略）律云。雖下司亦聽。注云。刑部諸國應追官省人者。（公式令集解・移式条、八一二頁）

朱云。（中略）職制律云。非其人。謂德行乖僻。不如舉狀者。又注云。若德行无聞。妄相推薦者。一人杖六十故。（戸令集解・国遣行条、三二二頁）

右の「注云」は、何れも疏文であり、「律云」は、すべて本注である。これらの文においては、本注と疏文との二

種の律文を分つために、疏文の冒頭に「注云」が置かれたものであろう。右のように本注と疏文とを同時に引用する場合が、『政事要略』や『法曹類林』等における公方の律文引用には見られないけれども、それは偶々公方の律文引用に際して、そのような場合がなかったからであり、もしも、そのような場合があれば、公方の引用は、やはり右の三例に見られる「注云」の用法と同じであつたと思われる。

処で、公方の「注云」の用法において、それが疏文を意味する用法は、前述せる古記に見られる「注云」の用法と同じである。又、それが本注を意味する用法は、次に述べる令釈に見られる「注云」の用法と同じである。即ち、令釈において、本注部分を「注云」として引用するのは、『令集解』では、次に掲げる二つの例だけであつて、他は悉く本文と同じく扱つて区別しない。

釋云。捕亡律云。凡部内容止他界逃亡浮浪者。一人。里長答卅。注云。經十五日以上者。但於此令經一宿即坐。

(僧尼令集解・私度条、二五一頁)

釋云。(中略)依律科者。詐僞律。凡詐疾病有所避。杖一百。自身傷殘。^(三)在安反。徒一年。注云。有所避。无所避等。但傷殘得此坐也。(僧尼令集解・焚身捨身条、二五五頁)

右の二例は、本文と本注のみを引用して、疏文を引用しない場合である。⁽²²⁾もし令釈が疏文をも引用しておれば、令釈はその疏文に「注云」を冠して、右の本注には「注云」を冠しなかったかも知れない。即ち、右の「注云」は、本文と本注とを分つておかれた「注云」であつて、純粹に本注を意味する「注云」かどうかは、なお疑問である。この令釈の「注云」の用法は、公方が本文と本注のみを引用し、疏文を引用しない場合、その本注に「注云」を冠して、本文と区別したのと同じである。このように公方の「注云」の用法には、伝統的なものが認められるのである。

さて、「注云」の用法について結論をいうならば、「注云」の担つた役割は、(一)先ず二種の律文(①本文と本注、②本

文と疏文、③本注と疏文、④本文・本注と疏文を識別する為のものである。(二)次に「注云」が二種の律文を識別する為のものであるとすると、その結果、「注云」は、本注か疏文かの何れかをさすということになる。即ち、異った二者を識別するという「注云」の役割から、更に「注云」を冠することにより、その文が本注もしくは疏文をさし、本文ではないことを明確に示す為に使用される場合が生ずるのである。右の(二)の役割を担った「注云」は、次に示す諸例に認められる。

(1)古記云。(中略)案職制律在外長官條注云。國郡長官故也。(儀制令集解・内外官人条、七二八頁)

(2)古記云。(中略)案名例律議親條注云。太皇太后本服七日以上親。皇后本服一月以上親故。(喪葬令集解・服錫紵条、九五六頁)

(3)穴云。(中略)名例除名條注云。姦謂犯良人妻妾。(僧尼令集解・觀玄象条、二〇九頁)

(4)穴云。(中略)賊律妖言條注云。造妖書及妖言。(以下略)(僧尼令集解・觀玄象条、二〇八頁)

(5)伴云。(中略)擅興律乏軍興條注云。興軍征討。國之大事云々は也。(職員令集解・大國条、一六四頁)

右に挙げた諸例の中、(1)(4)(5)の「注云」は、具体的には疏文を意味し、(2)(3)の「注云」は、具体的には本注を意味する。

以上に述べた惟宗公方の律文引用に見られる「注云」の性格に関する結論は、古記における「注云」の用法にも、そのまま妥当するのではないかと思われるのであるが、もし一步譲って、それが妥当しないものであるとしても、前述せる如く、古記における「注云」は、画一的な呼称ではなく、少くとも律本文・本注と疏文とを区別する為の臨時的な便法であったことは、これを認めることができるであろう。このように、古記は大宝律疏文を引用するに際して必ずしも「注云」とはいわないのに反して、その疏文の前に「注云」が冠せられていない場合においても、それが

「依——律」「案——律」等として必ず引かれており、又「注云」が冠せられている場合においても、その前に「——律云」「案——律」等として必ず「律」字が存在するのである。そうすると、大宝律の疏文は、「注」であるよりも前に、先ず「律」であるというのが古記並びに当代の基本的な考え方であったのではなからうか。我々は、大宝律の疏文が古記によって「注」と呼ばれたことよりも、それが必ず「律」と呼ばれたことに注目したいと思う。⁽²⁴⁾即ち、右の事実は、次章で述べるように、唐において同じ疏文の部分でありながら、それが「疏云」「律疏云」として、律の本文・本注とは全く独立して引用され、且つ疏文が「律」として引用されることのないことと甚だ対照的である。しかも、古記は大宝律の疏文を「律」と呼び、場合によっては「注」というが、「疏」とは決して言っていない。大宝律が唐の永徽律疏を藍本としたことから考えれば、むしろ、その疏文をそのまま「疏」という場合があってもよいように思われるのであるが、事実はそうではない。ここにおいて想起されるのは、古記・古答のいう「疏」「律疏」の内容が、実は唐の律疏であったという前述の事実である。この事実を併せ考えると、古記は大宝律を唐の律疏とは厳格に区別し、日本律の疏の部分は、これを意識的に「疏」と呼ぶことを避けていたと考えざるを得ないのである。

六 唐代資料に見える律文の引用

ここで、唐代資料にあつては、唐律及び唐律疏は、如何に引用されていたであらうか。それを『冊府元龜』、『唐會要』、『通典』、『舊唐書』等に収載された詔勅や上奏文等について確めておきたい。左にその資料を掲げよう。⁽²⁵⁾

- (1) 按職制律。諸犯廟諱。嫌名不坐。注云。謂若禹與雨。疏云。謂聲同而字異。(冊府元龜、卷三、台灣中華書局本一の三六頁)

- (2) 准律。以贓入罪者。除正贓見在。流死勿徵。(同、卷六一六、同本一三七四〇八頁)

(3) 准律。枉法十五匹已上絞。律疏云。即以賊致罪頻犯者並累科。(旧唐書、卷一六五、中華書局本二三の四三二頁)

(4) 准名律例。^(例律)諸平賊者。皆據犯處當時物價及土絹估。律疏議曰。賊謂罪人所取之賊。皆平其價直。(中略)縱有賣價

貴賤所估不同。亦依估爲定。(冊府元龜、卷六一六、同本一三の七四一〇頁)

(5) 按名例律。囚罪人以致罪。若罪人遇恩原減亦准罪人原減法。又云。卽緣坐家口雖配沒。罪人先死者亦免斷棺。

(通典、卷一六九、台灣新興書局本八九五頁)

(6) 賊盜律云。口陳欲反之言。心無眞實之計。流三千里。疏云。口陳欲^(叛力)反者杖八十。(同、卷一六九、同本八九六頁)

(7) 准律。誣告謀反大逆者斬。從者絞。(同卷一六九、同本八九六頁)

(8) 准名例律法云。^(注)獄成。謂賊狀露驗。及尙書省斷訖未奏。疏曰。賊謂所犯之賊。見獲本物。狀謂殺人之類。得狀爲

驗。(中略)卽刑部覆訖未奏。亦爲獄成。(唐會要、卷三九、台灣世界書局本七一〇頁)

(9) 准律。諸犯流應配者^(三)二流俱役一年。稱加役流三千里。役三年。役滿及會赦免役者。卽于配所。從戶口例。(同、卷

四一、同本七四〇頁)

右に挙げた唐代資料に見える律・律疏の引用法を検討してみると、凡そ次の如きことが推測される。

(一) 「准律」「按律」「律云」などとして引くときは、一般に律の本文、又はその取意文を引く。(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)但し、注文をも「准律」などとして、本文と区別せず、本文と共に引く場合がある。(9)

(二) 「疏云」「律疏議曰」などとして引くときは、一般に律の疏文、又はその取意文を引く。(1)(4)(6)(8)但し、稀に律本文をも「律疏云」として引くことがある。(3)この場合は、恐らく「律疏」なる書物から律本文を引いた為であろう。(3)の「律疏云」以下の文は、断獄律断罪引律令条の疏に「依名例律」として引かれているものと同文であるから、疏の文ともいえるが、やはり名例律本文として考えるべきであろう。

(三)「律注云」として引くときは、律の注文、又はその取意文を引く。(8)

以上から明かな如く、唐代資料に見える律・律疏の引用法は、『令集解』や『政事要略』等に見える我が明法家の日本律の引用法と比べて、類似せる点も認められるが、又、甚だ異なるものもある。即ち、唐にあっては、一般に疏の文を「律」として引くことがなく、又「注」としても引くことがないのは、日本の典籍に屢々日本律の疏に当る部分が「律」又は「注」として引かれることと大いに異なる。又、唐代の資料では、稀に律の本文を「律疏」として引く場合があるが、『令集解』等の我が典籍では、そのようなことは先ずあり得ない。又、概して唐代の資料では、律の本文・本注と疏の文とを区別して引用していることも、日本における引用法が日本律の本文・本注を「律」として引くと同時に、屢々疏に当る部分をも「律」として引いて、両者を厳密に区別していないことと対照的である。このように、唐代資料に見える唐律又は唐律疏の引用法が日本の典籍に見える日本律の引用法と大いに異なるのは、次章で述べる如く両者の成立事情が異なるからであらう。

唐代資料に見える律・律疏の引用法に関して、更にここで注意しておかねばならないことがある。それは、引用文において、「律云」「准律」「疏云」などといっておきながら、その律文や疏文を忠実に引用するのではなく、その文中の語を別字の同義語に改めたり、その文の大意を述べたり、又その文を解釈したりして、その原文が引用者によってかなり自由に書き換えられている点である。例えば、(1)の「疏云。謂聲同而字異」は、『唐律疏議』の職制律上書奏事犯諱条では、「謂聲嫌而字理殊。」とあって、引用文は原文を分り易く簡潔なものにしている。(2)の「准律。以賊入罪者。除正賊見在。流死勿徵。」は、同じく『唐律疏議』の名例律以賊入罪条では、「諸以賊入罪。正賊見在者。還官主。已費用者。死及配流勿徵。」とあって、引用文の「除正賊見在」は、結局、原文の「已費用者」の意を取って別の文に言い換えているのである。更に(6)の「疏云。口陳欲反者杖八十。」は、『唐律疏議』の賊盜律口陳欲反之言条

では、「若有口陳欲逆叛之言。勘無眞實之狀。律令既無條制。各從不應爲重。」とあって、引用文は、原文の「不應爲重。」を雜律不応得爲条によつて解釈して「杖八十」としているのである。以上の如き例は、唐代の資料には屢々認められるものであって、決して珍しいものではない。右に挙げた唐の律文や律疏の文の改変は、唐律や唐律疏に関する別の注釈書があつて、それから引用されたものではなく、引用者がその時々事情によつて、律文や律疏の文を自由に書き換えて引用しているに過ぎない。かかる唐代資料に見える引用法は、『令集解』等に見える我が国の明法家にも当然影響を及ぼしたであろう。従つて、我が明法家が「疏云」「律疏云」として、唐の律疏や日本律の疏文を引用するに際しても、その原文をかなり改変して引用する場合があり得るのであり、その場合、「疏」とか「律疏」とかいう律や律疏に関する特別な注釈書があつて、それから引用したと簡単に考へてはならないのである。

七 日本律の編纂

我々は第四章及び第五章において、古記は、大宝律の疏文を「律」ないしは「注」と呼び、古記が「疏」又は「律疏」という場合、それは唐の永徽律疏をさすものであったこと、しかるに平安時代に入つて、従来、唐律疏を意味した「疏」「律疏」が次第に日本律の疏文を意味するようになったこと、又、古記のいう「注云」は、画一的な呼称ではなく、あくまで二種の律文をわかつ便宜的、且つ臨時的なものであつて、本来は日本律の本文、本注、疏文ともに、やはり「律」と言うのが古記における正規の呼称であつたこと等々を推測した。更に第六章において、唐代資料に見える律文の引用は、我が国の典籍に現れる日本律の引用法とかなり異なり、律の本文・本注と疏文とを厳密に区別して引用していること等を指摘した。かかる古記の有する意識やその後の推移、又、日唐における律文引用形態の相違等は、何処から生じたのであろうか。本章では、その点に関して考察を加えたい。

唐において、永徽二年（六五二）に永徽律が制定され、同四年に永徽律の公権的な注釈書として永徽律疏が撰上された。即ち、唐にあっては、律と律疏とは時期を異にして、夫々別個に編纂されたのである。従って、唐の律疏の文中には、単に律条の注釈を述べるに止まらず、律文に根拠なき疏独自の立言も亦、存在した（例えば、名例律第九条、第一六条の疏など⁽²⁶⁾）。その意味において、律疏の撰定は、一つの立法事業であった。又、この律疏には、律の全条文の外に、各篇目、十惡自体、八議自体等にも、すべて疏が附せられた。ただ五刑自体に対する疏はないが、これは前稿(二)で指摘せる如く、名例律篇目の疏の中に、すでにそれが述べられているが故に省略されたものであろう。しかるに大宝律においては、律本文・本注に当る部分と疏に当る部分とは同時に編纂され、しかも、養老律では、各篇目、五罪自体、八虐自体、六議自体に対する疏の部分は存在しない。又、条文においても、例えば、名例律婦人有官位条や職制律関契事訖応輸納条等に見る如く、疏が全く附せられていない条文も存在した。又、疏の附せられている場合においても、唐の律疏を継受するに当って、出来る限りそれを省略し、簡素なものにしようとする努力した形跡が窺われる。かかる養老律の体裁は、大宝律においても、ほぼ同様であったであろう。即ち、後述するように、日本律の疏文は「律」という法典の一部であって、「律疏」（律文の注釈）ではなかったから、律条文のすべてにわたって、しかも詳細にそれを附する必要はなかったのである。

周知の如く、我が大宝律は、永徽律疏を藍本として編纂された。養老律も恐らく永徽律疏を参酌しながら、大宝律に刪定の筆を加えていったものであろう。^(補論二)即ち、大宝・養老両律が共に唐の律疏を継受し、唐の「律疏」の疏に相当する部分を有しながらも、なお、それを「(大宝・養老)律疏」とはせず、「(大宝・養老)律」とした処に、日本律編纂の自主性があつたといえよう。従って、日本律撰者が日本律の疏に当る部分を「疏」とは考えていなかったことは確かである。古記・古答が大宝律の疏に当る部分を「律」といい、又、場合によっては「注」と呼んで、殊更に「疏」

という語を避けているのは、かかる日本律撰者の意識を正しく捉えていたのであり、その意識は、令釈等の成立する延暦頃の平安初期に至るまで、どうやら続いたのではないかと思われる。尨が、前述の如く、穴記の成立する頃から、従来、唐律疏を意味した「疏云」の用法が曖昧となり、明らかに唐の律疏を「疏云」としながらも、一方、日本律の疏文をも「疏云」といったのではないかという疑いが生じてくる。かかる穴記に見られる「疏云」の内容に関する微妙なる変化は、養老律の本注を「注云」として引くことが一つの契機となった。即ち、本注を「注云」として引用すると、従来の疏文としての「注云」と区別ができなくなるからである。古記、令釈では、日本律の本注を「注云」という例は少ないのであるが、時代が下るにつれて、本注をさして「注云」と呼ぶ傾向が強くなり、それと共に養老律の疏文を「疏云」というようになる。以上述べた「注云」「疏云」の内容上の変化は、如何なる理由によって生じたものであろうか。

ここで、注意すべき事実が一つある。それは、養老律（大宝律も亦、そうであったと思われる）自体が、本注を称して「注云」と呼んでいることである。例えば、八虐条不孝の疏の部分に、

本條直言告祖父母父母。此注兼云告言。文雖不同。其義一也。

と見え、養老律は、不孝の本注をさして、「此注」と称している。又、名例律除名条の疏の部分にも、

案賊律。殺一家非死罪三人。注云。奴婢家人非。

とあって、賊盜律非死罪条の本注を「注云」と称している。このように養老律の疏文の中において、本注を「注云」として引用するのは、養老律伝存部分だけでも、約二十例を数えるのである。勿論、母法の唐律疏にそのように記されたものを、そのまま承け継いだ結果、生じた事例が殆どであるが、例えば、名例律叙法条の疏の部分に、「注云。後叙合得八位以上者。」とあるように、養老律が独自に設けた本注をも「注云」と呼ぶ場合がある。このように、日

本律が本注を「注」として扱っていることは、一方、日本律の疏文を同じく「注」と称する古記の編者等にとっては、紛わしいことであった。それにも拘らず、古記が日本律の疏文をなお「注」とした態度には、前述の如く日本律の疏文を「疏」として扱おうとしなかった日本律撰者の影響が窺われるのであり、日本律が唐の律疏を継受しながらも、成立した法典を「律疏」とはせず、「律」とした処に、そもその矛盾があったのである。

それでは、何故に日本律の撰者は、唐の律疏を藍本として、制定した法典を「律疏」とはせず、「律」としたのであろうか。恐らく「(大宝・養老)令」に対して、「律疏」では、均衡を失うと考えた為であらう。その内容に最も矛盾なく日本律を編纂するとすれば、唐の如く「(大宝・養老)律」と「(大宝・養老)律疏」との両者を編纂すればよかったのである。しかし、簡潔を尙ぶ我が日本律撰者にとって、それは煩瑣なものに感じられたに違いない。即ち、唐の「律疏」には、「律」の部分も含んでいるのであるから、「律」と「律疏」との両者を編纂すれば、「律」の部分の重複することになる。そこで、日本律の撰者は、唐の「律疏」の如き内容をもつ法典を編纂し、しかもそれを「律」とすることによって、「令」に対する法典たらしめんとした。前述の如く、各篇目、五罪等に対する疏の部分の削除したり、名例律婦人有官位条、職制律関契事訖輸納条等に疏の部分置かなかったり、或いは又、疏に当る部分を出来る限り省略し、簡素なものにしようとしたのも、その努力の現れの一つであらう。日本律が唐律疏の問答体の部分を平叙文に改めているのも、又、唐律疏に存した「議曰」を省いたのも、制定せる法典が注釈的性格をもつ「律疏」ではなく、それがまさに「律」法典であったことに起因するものであらう。そこに日本律編纂の自主性、独自性があったのであるが、又、それ故に本注の部分と疏の部分との名称に関して、前述の如き混乱を生じたのである。しかし、大宝律の編纂期たる奈良時代前期から古記・古答の編纂期たる天平十年頃を経て、令釈の成立する平安時代初期に至る約一世紀は、唐に対抗して、日本の国家意識、民族意識が高揚した時代であったから、律令の編纂に当って

も、日本独自の創意工夫があつてもよいように考えられたのであらう⁽²⁷⁾。かかる意識が濃厚であつたとすれば、前述の律内部に存する矛盾、齟齬は、それほど顕在化しなかつたであらう。しかるに、唐との対抗意識の薄れた弘仁期以降になると、この律内部に存する矛盾や齟齬に明法家がおぼろげながらも感じて、それを解決する為に、逆に日本律の本注を本来の意味での「注」と呼び、その疏文をも、あからさまに「疏」というようになる。唐の律疏の文を殆ど引くことのない讃記や朱記に至つて、その傾向が一層強くなるのは、それらの私記においては、唐の律疏を意識することがそれだけ稀薄であつた為であらう。逆説的な言い方をすれば、唐の律疏を意識することが稀薄になつた時、日本律令の独自性に対する意識は失われ、その律令学も亦、却つて唐風に化してしまつたということではなからうか。

唐の律、及び律疏に対する意識が稀薄になつた時、もう一つ注目すべき事実が認められる。前述の如く、日本律は、奈良、平安時代には、単に「律」とのみ称し、「律疏」とはいわなかつたから、「律疏」とか「疏」とかいえば、それが唐の律疏であることは、奈良及び平安初期の明法家にとって自明のことであつた。従つて、古記、古答、令釈、穴記等は、唐律疏のことを単に「律疏」「疏意」「疏文」「疏」等といつて、これに「唐」「本」の字を冠することはないのである。処が、「律」は日本律だけでなく、唐にも、日本律の母法となつた「律」が存したから、我が明法家が唐律を引き合いに出す時には、「唐律」「本律」というように、「唐」もしくは「本」字を冠して日本律と区別した。令釈は「唐律」と呼び、穴記は「本律」といつたようである。⁽²⁸⁾（選叙令集解・職事官患解条、四九六頁の令釈、儀制令集解・内外官人条、七二七頁の穴記等）

処が、穴記には、次の如き文が見える。

穴云。（中略）令心。少納言不預也。故律只稱關司也。依本律。監諸門管鑰。然則衛府即請進。少納言無預知。

（職員令集解・中務省条、六四頁）

右の「本律」は、次に掲げる唐の衛禁律奉勅夜開宮殿門条の疏文を意味し、少納言が管鑑の請進に関知しないことの根拠として引き合いに出されたものである。

依監門式。受勅人具錄須開之門。并出入人帳。宣勅送中書。中書宣送門下。其宮内諸門城門。即與見直諸衛。及監門大將軍。將軍。中郎將。郎將。折衝。果毅内各一人。俱詣閣覆奏。御注聽。即請合符門鑰。監門官司。先嚴門杖。所開之門内外。並立隊燃炬火。對勘符合。然後開之。

又公式令集解・便奏式条（七九五頁）所引の穴記にも、「又案本律監門式知耳。」と見えるが、この「本律監門式」も、「唐律および監門式」の意ではなく、「唐律疏に見える監門式」の意であろう。即ち、前掲の唐衛禁律に見える監門式であると思われる。⁽²⁹⁾ その外にも、穴記には、唐の律疏の文を意味する「本律」なる語が若干認められる。このように、穴記は、唐律疏を称して「律疏」といったり、「本律」といったりする。それは何故であろうか。推察するに、古記・古答の成立時期から令釈の成立時期までは、唐律疏と同じ内容をもつ法典を「律」とした処に、日本律編纂の独自性があるという意識がまだ残っていた。いうなれば、唐律と唐律疏とは別個なものであるという意識がまだ存在していたのである。従って、古記・古答や令釈では、「本（唐）律」と「律疏・疏」とは、明確に区別されていた。しかるに穴記の成立頃には、唐に対する対抗意識が次第に稀薄となり、その結果、「本律」という呼称が、疏文相当の部分をも「律」と称する日本律の呼称に影響されて、唐律のみならず唐律疏の疏文をも意味するものに変化したということではなからうか。一方、日本律の疏文をさして「疏」という唐風な言い方は、前述の如く穴記から始まる。このように、穴記においては、日唐夫々の律の呼称が相互に影響し合っているのである。『令集解』において、唐律・唐律疏を直接引用するのは、大体穴記までであり、それ以後の朱記、讃記、伴記などには、唐律・唐律疏を殆ど見出すことは出来ない。律集解の成立以後は、唐律・唐律疏をそれらの原典から直接引用することはなく、唐律・唐律疏の

引用は、恐らく律集解からの所謂孫引きが殆どであったと思われる。従つて、日唐律の呼称法が相互に影響し合つたのは、穴記が最初にして、最後であり、惟宗允亮・允正の頃から唐風の「——律云。——。注云。——。疏云。——。」という律文呼称法が支配的となる。これ即ち、日本律編纂の当初の意図が忘れ去られた結果であらう。日本律編纂の意図が全く意識されなくなったことを証する史料としては、鎌倉時代の次のものが挙げられよう。^(補註三)

(1) 名例律云。八虐。六曰大不敬。注云。謂毀大社。及盜大祀神御之物。疏云。神御者。謂大幣者。大社神寶亦同。

(中略) 唐律太廟條疏云。大者大也。廟者貞也。言皇祖神主在中。故名太廟。^(廟)

(2) 賊盜律云。毀佛像者。徒三年。菩薩減一等。疏云。化生神王之類。若毀損者。各令修復。(中略) 唐名例律大逆條疏云。宗者尊也。廟者貞也。刻木爲主。敬象尊容。置之宮室。以時祭享。故曰宗廟。

右に挙げた史料の(1)は、『後愚昧記』、応安四年(二三七一)六月五日条に見える明法博士中原章世の勘文であり、(2)は、書陵部藏『八幡宮関係文書』第二六冊「宇佐八幡宮炎上次第」に見える延慶二年(二三〇九)四月十一日の明法博士中原章文、同中原明澄の勘文である。右の唐律疏は、恐らく律集解からの引用であらうが、右文の中で、日唐律文の「疏云」が併記されていることは、律法典における「疏」の有する意義が両者とも同質なものとして、即ち注釈的性格をもつものとして当時考えられていたことを証するものであり、従つて、唐の律疏を引用する際には、その引用文に「唐」字を冠することが必要となつて来ていることを示すものである。

先に我々は、日本律の疏文を「注」という古記以来の呼称をめぐつて、すでに日本律の編纂において、「律疏」の内容をもつものを「律」とした処に、そもその矛盾が内在したことを指摘した。これに関連して、もう一つ留意すべきことがある。それは、吉田孝氏によつて指摘されている事であるが、⁽³⁰⁾『唐律疏議』では名例律の条数に数えられている部分、即ち五罪・八虐・六議を養老律では名例律の条数から除いていることである。このように、五罪・八

虐・六議の部分が名例律の条文数から除かれていること、及び養老名例律の写本において、六議の「六曰議貴」と議条との間に「名例律第一」とあって、名例律は議条から始まるという体裁をとっていること等から考えれば、五罪以下の部分は、名例律そのものには含まれなかったとするのが自然であろう。『本朝法家文書目録』に「律一部十卷^{十三}篇」とあり、又、神祇令集解・天神地祇条（一九六頁）所引の穴記一云に「律目錄篇」なる語が見えるのは、この部分を名例律から除いて、律の一篇として数えようとしたものである。しかるに、重要なことは、養老律そのものにおいて、すでにこの部分が名例律として扱われているということである。例えば、名例律七十以上条の疏文に、

又例云。殺一家三人。爲不道。

又、賊盜律厭魅条の疏文に、

謂。雖直求愛媚。便得罪。重於盜服御之物。准例。亦八虐。罪無首從。

等とあって、右の「例云」「准例」の「例」は、明かに名例律の意味であるから、少くとも八虐は、養老律内部においては、名例律としての扱いをうけていたのである。右の「例云」「准例」は、前述の養老律の疏文に見える「注」と同様、唐の律疏の文をそのまま踏襲したが故に、そのように記されたものであろうが、以上述べた事柄は、大宝律においてもそうであったと思われるから、日本律にあっては、すでにその編纂当初から、その内部に矛盾を孕んでいたといえよう。即ち、古記においては、「案名例律議親條注云。」（喪葬令集解・服錫紵条、九五六頁）及び「名例謀反條國家。」（僧尼令集解・觀玄象条、二〇七頁）とあるように、八虐・六議条は、すでに名例律として扱われているのである。

それでは何故に、この五罪・八虐・六議の部分が日本律の体裁上、名例律から除かれていたのであろうか。これに關する我々の考えは、まだ熟していないのであるが、強いて臆測するならば、一応次の如くである。即ち、日本律編纂の際、前述の如く藍本たる唐の「律疏」の疏に當る部分を出来る限り削除したために、この五罪・八虐・六議の部

分は、極端に分量が減って、一見、表の如きものとなり、議条以下の名例律とは、その体裁がやや異なるものになったこと、又、元来この部分は、隋唐以前の中國歴代王朝の律では、主として「刑名律」(刑罰の名称やその種類に関する通則的規定)の部分に当り、議条以下の「法例律」(刑罰の適用に関する通則的規定)の部分とは別に扱われたように、同じ名例律の部分にあっても、議条以下とはその性質をかなり異にしているように思われたこと等が考慮され、しかも、それに加えて我が法典の独自性を明示せんが為に、法典の体裁としては、名例律から除外されたものではなからうか。即ち、名例律の意味は、その篇目疏に「名者五刑之罪名。例者五刑之體例。」とあり、又、名例律の変遷も篇目疏の中に説明されているから、日本律の撰者は、名例律の意味や由来を当然承知していた筈である。これを知りながら、あえて名例律の「名」の部分、即ち五罪・八虐・六議を名例律の枠からははずした処に、日本律撰者の律編纂に対する意識を読み取るべきであろう。しかし、その結果、この部分が日本律編纂当初からすでに矛盾したものとして存在したのではないかと思われる。日本律の撰者は、唐の律令法典をそのまま継受するのではなく、そこに出来る限り創意工夫をこらすよう努力した跡が窺われるが、かかる努力の為に、却って元来精緻な体系をもつ「律」なる法典の内容・体裁に矛盾、齟齬を来す結果となったのであり、又、唐律疏の体裁を変更したことによって生じた前述の如き矛盾、齟齬に関して、当時の日本律撰者は、余り深い思慮をめぐらさなかったというのが実情ではなからうか。

八 結 語

前章までに述べた処をここに要約するならば、古記・古答においては、日本律の疏に当る部分を基本的には「律」として認識し、便宜的には、これを「注」として扱い、殊更にその部分に対して「疏」という言い方を避けて来た。この古記・古答の律文引用の方法は、大宝律写本の書式による影響もあらうが、ただそれだけではなかったように思

われる。究極的には、日本律が唐の律疏を継受しながらも、なお成立した法典をさして「律」と称し、「律疏」とは呼ばなかったことにこそ、それは求めらるべきであらう。古記・古答が日本律の疏文に当る部分をさして、「疏」という言い方を意識的に避けて来たということは、裏をかえせば、「疏」とか「律疏」とかいう語は、当時、唐の律疏をさすものとして使用されていたという疑いを抱かしめる。事実、僅かな事例ではあるが、古記・古答に見られる「疏」「律疏」の内容は、悉く唐の律疏であつた。このような意識は、古記・古答から令釈、跡記くらいまでは存在したようである。しかし、穴記になると、「疏」には明かに唐の律疏をさすものと、一方、日本律の疏文を意味するものではないかという疑わしいものが現れ、更に時代の下つた讃記や朱記になると、「疏」といえば、日本律の疏文のみをさすようになる。しかし、讃記や朱記においても、なお依然として日本律の疏文を「注云」として引用する例の方が多いから、古記・古答の律文引用法は、後代の『令集解』諸家に至るまで影響を及ぼしているともいえよう。而して、右の『令集解』諸家に見られる律文引用の態度の変化は、当時の日本と中国との国際的な関係の推移と無縁ではなからうと思われる。

さて、平安時代の後期から鎌倉時代に至っては、「疏」「律疏」なる語の意味は、更に変化し、唐の律疏とか日本律の疏文とかいう特定の公権的な注釈を意味する固有名詞の外に、広く律に関する注釈という一般的な意味をもつ普通名詞としても使用されることがあつた。『法曹至要抄』に見られる「疏」は、なお日本律の疏文を指すものであるが、次に掲げる平安時代後期の史料、即ち『中右記』、永久二年（一一四）六月四日条に引かれる「疏云」は、従来の意味とはすでに異っている。

四日、早旦從内退出。（中略）近曾有賣佛像者。件事一部律中。已無罪條。仍旁相尋之處。大藏錄成國勘申云。五百問事經云。問。賣佛像有何罪。答。同賣父母。

付件經文。案之。賊盜律。賣二等卑幼條。律義云。疏云。賣祖父母。合從何斷。答。同祖父母毆。合斷刑。然者内外道雖差。科斷法惟同。仍無問得財之多少。全可處至極之斬刑歟。件經文尤叶法律也。爲備後鑒。所記置也。(史料大成本四の三二三頁)

右の文によれば、仏像を売る罪は、律文中に見えないので、大藏錄成国なる者にその罪を勘申せしめた処、經典を引いて、それは父母を売る罪に同じであると答えたという。そこで、『中右記』の著者は、父母を売る罪がどうであるかを知る為に、賊盜律の売二等卑幼条に存する「賣祖父母。合從何斷。答。同祖父母毆。合斷刑。」なる注釈を「疏云」としてここに引くのである。この『中右記』の文には、不可解な点が多くある。先ず仏像を売る罪が律には存在しないというが、仏像を売るためにはそれを盗まなければならないから、養老賊盜律仏像条を適用すべきであろう。次に祖父母を売る罪は、左に掲げる賊盜律の売二等卑幼条の「其賣餘親者。各從凡人和略法。」をそのまま適用すればよい。しかるに、『中右記』の文は、「案之」として、前述の如く、「疏」なる文を引いて、祖父母を売る罪は、祖父母を毆る罪に同じであるとする。処で、賊盜律当該条は、次に掲げる如く、日唐で夫々若干、文を異にする。凡賣二等卑幼及兄弟孫。外孫爲奴婢者。徒二年半。子孫者徒一年。卽和賣者。各減一等。其賣餘親者。各從凡人和略法。(養老律)

諸略賣期親以下卑幼爲奴婢者。並同鬪毆殺法。(本注略) 卽和賣者。各減一等。其賣餘親者。各從凡人和略法。(唐律)

右にみる如く、日唐律何れにせよ、前掲の「疏云」以下の如き文は見えない。又、日本律の疏文、唐律の疏文にも、それは存在しない。祖父母は、唐律にいう「期親以下卑幼」には当らぬが、ただ唐律では、期親以下の卑幼を略売して奴婢とする罪は、それらを鬪毆殺した罪に同じであると規定するから、或いは、唐律当該条の注釈の一説に、『中

右記』の引く「疏云」の如き説があったかも知れない。⁽³²⁾ 結論をいえば、右の『中右記』の「疏云」は、宋、張、簡、曹等の唐儒の一説を『中右記』の著者がここに引いたものではなからうか。即ち、問題とすべきは、「賊盜律。売二等卑幼条。律義云。疏云。」という言い方である。右の「律義」とは、「律文の意味」「律文の趣旨」というような意味であろう。唐儒の宋、張、簡、曹等の学説を転載注記した養老律写本があったらしく、『中右記』の著者は恐らくこのような簡便な注釈書から唐儒の一説を「疏云」として抜き出したと推測される。とにかく、『中右記』の著者の律に関する理解の程度は余り高いものではなからう。かかる著者が、『疏』なる律に関する特別の注釈書、或いは又、律集解の如き大部な注釈書を所持して、それらから直接、右の文を引用したとは先ず考えられない。そうすると、この『中右記』のいう「疏」は、律に関する注釈の一説というくらいの意味であって、従来使用されていた唐の律疏ないしは日本律の疏文という如き特定の意味ではないことになる。^(補論四)

かかる意味に使用される「疏」「律疏」は、鎌倉時代の末期、中原章任撰の『金玉掌中抄』にも亦、見られるものである。即ち、次に掲げる通りである。

一五 刑事事。

管屬東方。^(卷) 刑禁新成。所以其管亦細。故配東方。杖屬南方。刑禁長大。^(卷) 其杖亦大。故配南方。(中略) 中央是土。葬於土。故配中央。

已上。律疏文也。

(群書類従本六の六一頁)

右の文は、日本律の疏文にも唐の律疏の文にも見えず、これとほぼ同じ文が『政事要略』卷八二(国史大系本六四四・六四五頁)所載の古答の文に見えるのである。『政事要略』の古答は、惟宗允亮が律集解から引用したものであるから、右の「律疏文」も、章任が律集解から古答の文をここに引いて、それを「律疏文」と称したものであろう。章

任が『律疏』という名の日本律ないしは唐律の特別な注釈書を所持して、それから直接引用したとは到底考えられない。『金玉掌中抄』には、更に次の如き文も見える。

一 闢入罪事。

衛禁律疏云。以不可入之身。入公門并大社門者也。御在所者絞。持仗者斬。迷誤者不坐。太上天皇門亦同。

(群書類従本六の五五頁)

右の「衛禁律疏」の文も亦、明かに唐の律疏や養老律の疏文を引いたものではなく、養老衛禁律闕入大社門条を注釈した諸家の一説を引いたものであり、やはりこれも律集解からとられたものであらう。

以上述べたように、『中右記』や『金玉掌中抄』の「疏」「律疏」は、律の注釈の一説という一般的な名辞を意味するのである。しかも、それらの注釈は、恐らく単に律集解等の一説を孫引きして、それをように呼んだにすぎない。しかし考えてみれば、「疏」なる用語は、元来「注釈」という意味をもつ言葉なのであるから、律令学が衰頹した平安時代後期から鎌倉時代にかけて、それが永徽律疏とか日本律の疏文とかという特定の公権的注釈を意味する語から、再び広く注釈という莫然とした一般的な意味をもつ語に転化し、使用されるのは、蓋し当然なことであつた。⁽³³⁾

一方、平安時代末期に成立したといわれる『法曹至要抄』に、なお日本律の疏文を意味する「疏」なる語の使用が見られるように、鎌倉時代においても、「律疏」「疏」という用語は、律の注釈という一般的な名辞を意味する以外に、なお日本律の疏文という意味に使用されることもあつた。即ち、次に掲げる『金玉掌中抄』の「疏云」は、明かに断獄律应議請減老小条の疏文である。

一 衆證事。

名例律云。(中略)断獄律疏云。同居若三等已上親及外祖父母。外孫。孫之婦。若夫之兄弟及兄弟之妻及家人奴

婢得爲主隱。(以下略)

(群書類従本六の五九頁)

又、『平戸記』、寛元三年(一二四五)四月十五日条の藤原定嗣の言には、

律疏云。謂殿内。凡闘相毆不傷。合徒一年者。(史料大成本九四頁)

とあって、「徒一年」という科刑により、右の「律疏」が養老闘訟律於宮内忿争条の疏文であることが判明する。更に室町時代になっても、一条兼良は、その著『法曹至要鈔解』において、日本律の疏文を引く時は「律疏云」「疏云」として引き、唐の律疏を引く際には、「唐律疏云」というように必ず「唐」字を冠して記している。これも、「律疏」なる語が当時、日本律の疏文を意味する語に使用されており、それと区別した為に他ならない。このように、『平戸記』、『法曹至要鈔解』が養老律の疏文の一部を「律疏云」として引用することから、後世、日本律という法典そのものを「律疏」とか「律疏殘篇」とか称するようになり、日本律を唐の律疏と同じ性格を有する法典として認識するに至るのである。

以上、「律疏」なる語の意義の変遷について、縷々述べて来た。それは日本律成立当初から平安時代初期までは、唐(永徽)の律疏を意味するものであったが、それがやがて、日本律の疏文の意ともなり、更に平安時代後期には、律に関する不特定の注釈という意味にまで変化するようになった。しかも平安後期から鎌倉・室町時代にかけては、それら三者の意味をもつ「律疏」「疏」なる語が同時平行的に使用され、甚だ多義的な用語となったのである。処で、九世紀後半に成立したといわれる律集解において、直接引用される「疏」「律疏」が前稿で指摘せる如く唐の永徽律疏を意味するものとすれば、律集解なる書は、漸く変化しつつあった当代律学の風潮に反して、「疏」「律疏」の意味を再び日本律編纂当初の意味に正しく捉え、古記・古答時代の律学の伝統に立脚して編纂されたということになるであろうか。律集解編纂の意図や動機が那邊にあったかに関しては、なお考究する余地があるように思われる。

- (1) 例えば、吉田孝「名例律継受の諸段階」弥永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上巻所収三一三頁。
- (2) 前稿(一)『国学院法学』第一三巻第四号一〇一頁)において、「律集解が『疏云』として唐律の疏文を引く時、唐律の疏文が日本律の疏文と同文の場合、又は古答等にその唐律の疏文が転載されている場合、律集解はその重複を避けて当該箇所を省略することが多い。」と述べたが、その後、『政事要略』の律文引用について調査した結果、律文引用の重複を避けたのは『政事要略』であって、律集解は必ずしもそうではないことが明かとなった。従って、上の結論をうけた前稿(二)『国学院法学』第一四巻第三号九頁)の「(兼良は)永徽律疏をも全巻所持して、それから直接引用した疑いが濃厚である云々」及び註(五)(二六頁)の「法曹至要鈔解にみえる唐の律疏は、兼良が直接原本より引用したものと推測される云々」は訂正を要し、兼良の引用せる唐の律疏は、やはり律集解からの所謂孫引きによる可能性が大となった。詳しくは別稿にて論ずる予定である。
- (3) 本稿において、とりあげる「疏」は、律に関するものだけに限り、例えば「古記云。論語疏云。」(田令集解・園地条、国史大系本三五七頁)の如き他の典籍の注釈の意に用いられた「疏」は、考察の対象から除外する。「釈云。(中略)案疏。伯叔之妻為母。夫之姪為子。」(儀制令集解・五等親条、大系本七三二頁)とある「疏」も、或いは礼記、儀礼等の注釈の意ではなからうかと思う。又、公式令集解・論奏式条(大系本七八六頁)には、「釈云。其疏云事。謂假令。題差云太政官謹奏。用正稅事之類。」とあるが、この「疏」は、恐らく物事を一つ一つ書き分けて上奏することを意味するのではないかと思われる。かかる意味の「疏」も亦、本稿では考察の対象としない。
- (4) 滝川政次郎「令集解に見える唐の法律史料」『支那法制史研究』所収九七頁、仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議製作年代考(下)」『東方学報』東京 第二冊一四九頁。律令研究会編『訳註日本律令 一 首巻』再録五五九頁。
- (5) 古答と同系統の注釈書とされる古記には、律附釈の文が引用されることがある。既枚令集解・每乘駒条(大系本九二二頁)所引の古記参照。又古答が唐律の注釈書を無断で、そのまま借用することは、よく見られる処である。『政事要略』巻八二(大系本六四四頁以下)所引の古答参照。
- (6) 利光三津夫氏は、この古答の「疏」を以って、大宝律に疏があったことの有力な証拠とされるが(『律の研究』一一三頁)、にわかに賛し難い。従って、利光氏による大宝律の復原(前掲書七四頁)、及びそれをうけた律令研究会編『訳註日本律令二律本文篇上巻』(四一七頁)の復原は再検討すべきであらう。
- (7) 滝川政次郎氏も、この「律疏」を唐律疏議とみる。『標註令集解釈義』皇学叢書本七六五頁。
- (8) 小林宏編『律条拾零』『国学院大学日本文化研究所紀要』第三〇輯一七八頁、及びこれをうけた律令研究会編『訳註日本律

令二 律本文篇上卷』(二四八頁)は、何れも訂正を要する。

- (9) なお、令釈には「見名例」という表現で、唐の律疏を指すと思われるものがある。即ち、喪葬令集解・先皇陵条(大系本九五五頁)の「釈云。先皇陵。先代以来帝王也。帝皇葬因陵如陵。故云陵也。見名例。」なる文である。上の傍線の部分は、養老名例律には見当たらない。恐らく唐律の十惡条謀大逆の疏文「帝王之葬。如山如陵。故曰山陵。」を指すものであらう。然りとすれば、令釈は「見名例疏」というべき処を「疏」字を脱落したのであらうか。なお、瀧川政次郎『標註令集解釈義』皇学叢書本八六二頁、利光三津夫『律の研究』一五五頁参照。

- (10) 滋賀秀二「訳註唐律疏議(四)『国家学会雑誌』第七八卷一・二号七九頁以下。

- (11) 唐の制勅や奏抄については、内藤乾吉「唐の三省」『中国法制史考証』所収一頁以下参照。

- (12) 井上光貞他『律令 日本思想大系』三 六四四頁。

- (13) 『唐六典』の卷八に「凡下之通于上。其制有六。一曰奏抄。謂祭祀。支度国用。授六品以下官。断流已下罪及除免官当者。並為奏抄。」とある。なお、仁井田陞『唐令拾遺』五四六頁参照。

- (14) 小林宏「律条拾藻」『国学院法学』第一卷第一号二八頁、律令研究会編『訳註日本律令二 律本文篇上卷』一三五頁。

- (15) 利光三津夫『律の研究』一九一頁、小林宏編「律条拾藻」『国学院大学日本文化研究所紀要』第三八輯二〇〇頁、律令研究会編『訳註日本律令三 律本文篇下卷』七三六頁。

- (16) 令釈にやや遅れて延暦年間に成立したとされる跡記は、他の私記に比べて律文の引用が少なく、現存の『令集解』に見る限り、前掲公式令集解・論奏式条所引の一例を除いて、唐律疏を引き合いに出すことはないようである。跡記は疏文のみを引用する時は、「律云」を冠し、疏文を本文・本注と共に引用する時は、「注云」を冠する。要するに、古記や令釈と同じ律文引用の態度をとっている。

- (17) 朱記や讀記は、唐律疏の引用がないばかりでなく、唐令を始めとして、唐の法律史料を引用することが極めて稀である。

- (18) 近時、早川庄八氏は、所謂異質令集解(卷一・卷二〇・卷三五)について、その成立を「讀記よりも勿論後に成ったものであり、「」さらに降して直本以後の編述と考えざるを得ないであらう。」とされる(『異質令集解三卷について』五味智英先生古稀記念上代文学論叢所収五六七頁)。右の見解は、異質令集解に見える律文の引用法を検討した場合にも、支持さるべきものと思われる。疏文に「注云」を冠する古記、令釈以来の引用法は、異質令集解に九例みられるが、その八例までが先行学説である「或云」の文中に存する。残る一例は、編者の文とも「或云」の文とも判定しがたい問答の部分に存する(官位令集解、大系本一

一頁)。処が、編者の文と思われる問答と「私案」の部分中に見える律文引用は、すべて本注に「注云」を冠し、疏文に「疏云」を冠する。又編者が本文、本注、疏文の三者を同時に引用する例は、四個所見られるが、そのすべてが「律云。——。注云。——。疏云。——。」という型である。(例えば、考課令集解、大系本五九三頁)従って、律文引用の点から異質令集解をみると、疏文を「注云」「子注云」「疏云」の三通りに呼ぶ讃記より後に成立したとみるべきであり、又「律云。——。注云。——。疏云。——。」という新しい引用法が定着していることから、『令集解』以後に成立したとするのが穩当であろう。

(19) 伴記には、本注を「律云」として引くことはないようである。又、讃記は、名例律七十以上条を引用するに際して、最初の本注には「注云」を冠するが、第二番目の本注「有官者。各從官当除免之法。」に対しては、「注云」を冠せずに引用する(僧尼令集解・觀玄象条、大系本二二三頁)。讃記が「注云」を冠せずに本注を引用するのは、この一例のみである。

(20) 唐の「律」は律本文と本注とから成り、その本注は小字二行割で書寫されていたと推定される(吉田孝 前掲論文二八三頁)。従って、その小字二行割の本注を唐律疏では「子注」と称したのであろう。又、佐藤誠実「律令考」(『国学院雑誌』第六八卷第八号再録、一三頁)には、「唐律疏議名例律会赦应改正徵收等の条には、本註を指して子注といへり。」とある。

(21) 吉田孝 前掲論文二九〇頁。

(22) 但し、令釈は、本文と本注のみを引用する場合、本注を必ず「注云」と呼ぶとは限らない。「注云」を冠しないで、即ち本文と区別せずに本注を引く場合もある。(例えば、考課令集解・官人犯罪条、六三五頁)次に、この令釈の引く詐偽律の「注云。有所避。无所避等。」は、その後に唐律の疏文「得罪皆同。」に相応する「但傷殘得此坐也。」という文が続くことや唐律本注「有避無避等。」とも文章をやや異にすることからすれば、養老詐偽律の本注に擬するには、確実性に欠けるというべきであるが、後述の唐代資料にみられる律文の引用法からすれば、「律云」「注云」「疏云」とあっても、必ずしも原文を忠実に引用する訳ではなく、若干文字を変えたり、意味を敷衍して述べたりする場合があるから、やはり、この「注云」の文は、本注の可能性が大きいといえよう。

(23) 吉田孝氏は、前述の如く古記は、大宝律の写本の大字で書かれた部分を本文として引用し、小字二行割で書かれた部分を「注云」として引用したとされ、且つ古記は律文引用の際に、大宝律の写本の本注部分に注点があったとしても、それを無視した可能性が強いとされる。(前掲論文二九〇頁) この推論を前提として、更に氏は、大宝名例律八唐・六議条に疏の部分がなかったことを他の史料を傍証として推測される。しかし、以上述べた理由により、古記が大宝律写本の大字一行で書かれた部分を「注云」として引いた可能性も、なお存するのではないかと思われる。

(24) 佐藤誠実氏は、「養老律は初より注あり疏ありしかど、律とのみ称せり。(中略)金沢本の巻の尾に律卷第一、律卷第七などあるを視て知るべし。」とされる(『律令考』『国学院雑誌』第六八卷第八号再録、一三頁)。この見解は、大宝律にも妥当するものと思われる。

(25) 唐代の律文引用に関する資料の所在等については、岡野誠氏から教示をうけた。ここに記して深謝の意を表する。

(26) 滋賀秀三「訳註唐律疏議(二)『国家学会雑誌』第七三卷第三号五〇頁・六三頁。

(27) 坂本太郎氏は、「大宝令と養老令」(『古典と歴史』所収一六五頁)において、「大宝令が唐令に反して日本固有の習慣や時代の要請を考慮して独自の規定を立てたのに対し、養老令では唐令に復したという面が顕著である。」といわれる。律に関しては、そのように言えるかどうかは不明であるが、少くとも、大宝律の制定に当って、我が撰者がその体裁、内容等に、唐の律疏とは異った独自性を示そうと工夫した意図は存在したものと思われる。

(28) 『令集解』諸家が唐令を引用する場合、「唐令」と称するのは令釈に多く、「本令」と称するのは穴記に多い。

(29) 滝川政次郎氏は、厩牧令集解・死耗条(大系本九二三頁)所引の穴記に、唐の大儀式が開元令と共に引かれていることから、公式令集解・便奏式条所引の穴記に見える「監門式」は、開元の監門式であろうとされる(『令集解』に見える唐の法律史料)前掲書所収一一頁)。しかし、この監門式が唐の律疏中の監門式であるとすれば、穴記の引く唐の律疏は、開元律疏よりも永徽律疏の可能性が大であると考えられるので、右の監門式も永徽式の可能性の方が大きいといえよう。

(30) 吉田孝 前掲論文二七九頁。なお、吉田氏は、この五罪・八虐・六議の部分が名例律の条文数から除かれていたこと、及び五罪条が特殊な書式をもっていることの二点から、五罪・八虐・六議の部分が大宝以前に制定 施行されていた可能性が強いとされる。

(31) 魏は漢の具律を改めて刑名律とし、晋は魏の刑名律を分って刑名・法例の二篇とした。その後、宋、齊、梁、陳、及び北魏、北周もそれを踏襲し、北齊に至って、刑名、法例を併せて名例とした。なお、唐名例律篇目疏議、及び内田智雄編『訳注中国歴代刑法志』一二四頁等参照。

(32) 利光三津夫『律の研究』二一七頁参照。

(33) 「釈」という語も、「律釈」なる律に関する特別な注釈書の意味の外に、後代、単に注釈の一説という程度の一般的な意味に広く使用される。利光三津夫『律令及び令制の研究』八八頁参照。なお、「釈」なる語が以上の如き両者の意に使用されるのは、すでに『令集解』において認められる。例えば、戸令集解・遭水旱条(大系本三四二頁)には、「謂。灾蝗者。釈見考課

令也。釈と義解无別」とあるが、前者の「釈」は、注釈なる一般的意味であり、後者の「釈」は、令釈なる特定の注釈書の意味である。更に、鎌倉時代には、養老律の本注をも「釈云」という場合がある。利光三律夫前掲書九七頁、池内義資編『中世法制史料集 別巻』三七・三九頁参照。右の「釈」は、律の本注を律本文に対する注釈という意味に理解したのであるうか。
 (補論一) 律集解に見られる「釈云」、所謂律釈にも一例だけ「疏云」が見られる。この律釈は、令釈とは同一人の手に成る律令注釈書と見做して差し支えないように思われる(利光三律夫『律の研究』二二六頁)。律釈に見える「疏云」は、次に示す『政事要略』に存し、その内容は明かに日本律の疏文である。そうすると、本稿で考証した令釈中の「疏」が殆ど唐律疏であることと齟齬することになるが、この『政事要略』所引の律釈中の「疏云」は、どうやら後人による書入れのように思われ、律釈の原文にはなかったのではないかと推察される。説明の都合上、当該史料を段落毎に区切って、左に引用する。

釋云。未知五等以上諸親。明定尊長卑幼之色。答。父母。養父母。爲一等尊卑。子。養子。爲一等尊卑。夫。別生文。別生。祖父母。嫡母。伯叔父姑。夫之父母。已上五色爲二等尊卑。姪。孫。子婦。已上三色爲二等尊卑。妻妾。別生。職制律聞父母若夫之喪匿條疏云。其妻既非尊長。又殊卑幼。在禮及詩。比爲兄弟。即是妻同於幼。又賊盜律同居卑幼將人盜己家財物條。說者云。妻雖准二等幼。而依禮與夫齊體。故自由任意。

曾祖父母同祖。伯叔婦。夫之祖父母同祖。伯叔。(明力)。夫之伯叔姑。繼父同居。(脫文アルカ)。母相生尊卑也。檢聞訟律。妾與夫之妻妾子相毆之罪。約入於尊長卑幼難定條。則知妻妾子與父妾者。尊卑難定。此則子在尊長卑幼之例。其嫡母於妾子。亦比爲三等。從父兄姉。異父兄姉。右二色爲三等尊卑。從父弟妹。異父弟妹。爲三等幼。高祖父母同祖。從祖々父姑。從祖伯叔父姑。外祖父母。舅姨。右五色爲四等尊卑。曾孫孫。兄弟孫。從父兄弟子。外甥孫婦。妾妻前夫子。右五色爲四等尊卑。夫兄姉并弟妹。兄妻妾。已上二色相合所生。闕訟律云。毆兄之妾。及毆夫之弟妹。各加凡人一等。律義云。兄妻妾及弟妹。兄自有本服。而不入尊長卑幼節級者。以尊長卑幼難定故也。則知此二色尊卑。卑幼不定。以上四等也。 (以下略)

「疏云」を含む右の傍線部が後人による書入れと推断される第一の理由は、右の部分が「妻妾。別生」の「妻」に対する注記であり、しかも「妻妾。別生」に対してのみ注記が存し、「夫。別生」に対する注記がないことである。「別生文。」とあるからには、本来は別の個所で夫や妻妾について論じられている筈であろう。第二の理由は、「夫前妻妾子」(前掲律釈の本文に、この語は見えないが、恐らく転写の際、脱落したものであらう)、「夫兄姉并弟妹」についても注記が存し、これには「別生文。」とは見えず、この注記は律釈の撰者による原文と考えられ、前掲傍線部は、これらの注記とその書式が異なることである。こ

(政事要略卷八二、大系本六七六頁)

の原文と考えられる注記には、書き方に一つの型がある。即ち、先ず説明の根拠となる律文等を引用し、その後に「則知」として「尊卑難定」とか「尊長卑幼難定」とかいう結論を示す方式である。前述の傍線部の注記は、この方式によっていない。更に、律積の原文と思われる注記は、「名例律厰告三等尊長条注云。」として疏文の部分に「注云」を冠して律文を引用しており、傍線部の文が疏文の部分に「疏云」を冠して引用するのと異っている。なお、他に見える律積も、疏文に「注云」を冠して引用するのが通例である。例えば、名例律勘物（国史大系『律』八九頁）に見える律積には、「釈問。注云。令所司差違者是。」と見え、八唐条大不敬の疏文を「注云」として引用する。第三の理由として、傍線部に「説者云」とあることである。これは賊盜律同居条を解釈せる先人の説を示したものであるが、「説者云」として、先行の諸説を挙げることは、『令集解』中の令釈には見られないことであるから、律積にも「説者云」が見られない可能性が大というべきであろう。以上から、前掲『政事要略』所引の律積中の「疏云」は、後人による書入れではなからうかと思われる。「説者」に関する研究には、齊川真氏の「平安初期律令私記の一研究」、『法制史研究』27所収と清水潔氏の『説者』は養老律令注釈書の一書とする説への疑問（皇学館大学史料編纂所報『史料』第四号所載）があつて、両者の見解は異なるが、前者の見解には賛し難い。

（補論二）日本律の撰者が、大宝律・養老律を編纂するに当つて、唐の永徽律とその公権的注釈書である永徽律疏との両方を参酌したであろうことは容易に想像される。これを裏書きするように、『日本国見在書目録』（続群書類従 第三十輯下、三八頁）には「唐永徽律十二卷。々々々々疏卅卷。」と見え、そこには中国の種々なる法典やその注釈書などと共に永徽律と永徽律疏の両者が列記されている。しかしながら日本律の撰者は、唐の「律疏」の方を藍本として特に重んじたようである。日本律は「律疏」の疏に相当する部分を有するから、唐の「律疏」を藍本としたことは自明のことであつて、改めて言うまでもないようにも思えるが、日本律は唐の「律疏」と同じ内容をもつ法典を「律」とした処に様々な矛盾が生まれたのであるから、唐の「律疏」のみを藍本とした箇所を明確に示しておくことは、日本律編纂の事情および日本律の性格を考える上で重要なことである。唐の「律疏」を藍本としたことを示すものは、養老律に「五罪」という見出しがないことである。「八唐」「六議」という見出しがあるのだから、「五罪」という見出しがあつてもよさそうなものである。因みに、伝存する養老律の冒頭の書写形式は、紅葉山文庫本名例律によれば、次の如くである（律令研究会篇『訳註日本律令四 律本文篇別冊』二二二頁以下）。

律目録

名例第一	職制第三	麻庫第五
衛禁第二	戸婚第四	擅興第六
賊盜第七	詐偽第九	捕亡第十一
闘訟第八	雜律第十	斷獄第十二

答罪五

笞十贖銅一斤
笞廿贖銅二斤
杖六十贖銅六斤
杖七十贖銅七斤笞卅贖銅三斤
笞卅贖銅四斤
杖八十贖銅八斤
杖九十贖銅九斤等五十贖銅五斤
杖一百贖銅十斤

(中 略)

八虐

一日謀反

謂謀危國家將圖下
節而有無君之心不
敢指斥尊号故託云
家國

(中 略)

六議

一日議親

謂皇親及皇帝五等
以上親及太皇太后

皇太后四等以上親

太皇太后者皇帝祖母也
皇太后者皇帝母也

皇后三等以上親

(下 略)

右に掲げたように養老律が「八虐」「六議」という見出しだけをもち、「五罪」という見出しをもたないのは、唐の「律疏」の体裁を継承した為に生じたものと思われる。すなわち、現存の『唐律疏議』には「十惡」「八議」の見出しがあり、そこには、それらを解説した疏文が附されている。ところが五刑についてはその見出しがないばかりか、五刑を解説した疏文も見えない。こうした体裁になったのは、恐らく永徽律疏の名例律篇目疏の中で五刑についての説明が為されているためであろう(拙稿「律集解の構成と唐律疏議の原文について」、『国学院法学』第一四卷三号一四〇五頁)。即ち、永徽の「律」の方には本来「五刑」なる見出しが存したが、これを注釈した「律疏」は、名例律の篇目疏の中ですでに五刑についての原由を叙述したため、五刑を解説した疏文を附する必要がなくなり、従って五刑なる見出しを省いたと考えられる。十惡と八議がそれぞれ一括されているのに、五刑だけが一括されていないのは、不統一の感をまぬがれない。形式的にも極めて整然としている唐の「律」であってみれば、五刑にもやはり「五刑」なる見出しがあつて一括されていたとみるべきであらう。このように推測せ

しめるのは、第一には、『旧唐書』卷五〇の刑法志（中華書局本六の二二三六―七頁）に次のように見えることである。

有笞杖徒流死。爲五刑。笞刑五條。自笞十至五十。杖刑五條。自杖六十至杖一百。（中略）

又有議請減贖當免之法。八議（議）據冊府元龜卷六十二補。一曰議親。二曰議故。（中略）

又有十惡之條。一曰謀反。二曰謀大逆。（下略）

この記事は貞観律の内容を叙したものであるが、「爲五刑」「八議」「有十惡之條」と見えるので、貞観律においては五刑・十惡・八議をそれぞれ一括して扱っていらしいことが窺われよう。従って永徽律においても、五刑を一括していたとみるのが穩当であり、永徽律に「十惡」「八議」なる見出しがあったからには「五刑」の見出しもまた存したとするのが無理のない考え方であろう。第二には、ソ連科学アカデミー東洋学研究所レニングラード支部蔵の名例律断簡の書写形式である。この断簡には十惡の最初から七目不孝の途中までが、三枚の断片でできぎれに伝えられている。今、欠損の部分を現存の『唐律疏議』で補い、それを左に掲げよう。（当断簡の正確な録文は、池田温・岡野誠「敦煌・吐魯番発見唐代法制文献」『法制史研究27』二〇二―三頁を参照されたい。）

十惡。一曰謀反。謂謀危社稷。二曰謀大逆。謂謀毀宗廟社祧及謀殺父母、殺伯叔父母、姑。三曰謀叛。謂謀背國從僞。

四曰惡逆。謂殺及謀殺祖父母、殺伯叔父母、姑、兄姊、外祖父母、夫之祖父母、夫。（下略）

この名例律断簡は、九―十一世紀の書写といわれているけれども、「璽」「詔」の文字があるので、永徽律もしくは垂拱律と考えられる（池田・岡野「前掲論文」）。右の書写形式が永徽律撰定時の公式なものか否かは、ここではさしたる問題とはならない。大切なのは、「十惡」という見出しを有すること、及びこの「十惡」に統けて謀反以下の各項目をいちいち改行することなく書写していることである。これをもって六議の部分の書写形式を推測すれば、「六議」という見出しがあつて、その直下に議親以下の六項目を項目ごとには改行しないで連続して書写していたものと思われる。五刑の部分の書写形式についても、右と同様のことがいえるのではないだろうか。即ち、もし笞杖徒流死の五項目を項目ごとには改行することなく書写していたとすれば、「五刑」という見出しがない時は、その内容は一見して理解し難くなり、第一の理由と相須って、それが存した可能性は大きいといえよう。

第三には、宋律に「五刑」の見出しの存することである。島田正郎氏により新しく発見された清の宛委別藏鈔本『宋律』には、「名例律卷第一凡五十七條」とあるのに続いて、「五刑」なる見出しが存する。この『宋律』は、文字上の改変はあるけれども、その内容は唐律に基づき、それと殆んど同様であると見られている（島田正郎「清宛委別藏鈔本『宋律』について」『法

律論義』第四六卷第一号)。たとえこの『宋律』が開元二十五年の改訂を経た唐律に基づいていたとしても、開元律は永徽律と大差ないものと思われるから、永徽律にも「五刑」なる見出しがあったと見做して差支えないと考えられる。又、唐の「律」と「律疏」との両者を受け継いだ『宋刑統』(天一閣鈔本)にも、その唐律をうつした部分に「伍刑」なる見出しが見えるから、右と同様のことが言えるのではなからうか。

以上、唐の「律」には「五刑」の見出しがあったが、「律疏」にはこの見出しがなかったという推測を述べた。この推測にして誤りなしとすれば、我が養老律は、唐の「律疏」に倣って「五罪」という見出しを設けなかったということになる。しかし、養老律の五罪・八虐・六議は、疏の部分を大幅に削除し、特に五罪に対する疏文は全く置かなかったから、この五罪の部分に関しては、唐律疏よりもむしろ唐律に類似する。又、唐律疏が「五刑」という見出しを省いたのには、それなりの理由があったが、養老律においては、「五罪」という見出しをあえて附さない理由は特に見当たらない。従って、唐律に倣って「五罪」なる見出しを置いた方が、養老律にとっては、より完備した体裁になったことと思われる。即ち、養老律に「五罪」という見出しのない原因は、ひとえに唐律疏の体裁のみを継承し、唐律を充分に参酌しなかったことにあると言えよう。

猶、大宝律についても養老律と同じことが言えるかどうかは不明であるが、恐らく養老律と同様であったであろう。何故ならば、もし大宝律に「五罪」という見出しがすでに存したならば、養老律においても「五罪」の文字はそのまま残ったであろうと考えられるからである。

(補論三) 中世においては、日本律の疏文が「義解」と称せられる場合がある。すなわち、『後愚昧記』に収載された応安四年(一三七二)六月五日の明法博士中原章世の勘文に、

雑律云。棄毀大祀神御之物者。以盜論。亡失及誤毀者。准盜論減二等。義解云。棄毀中祀神御之物。減大祀二等。棄毀小祀神御之物。又減二等。中祀以下不入八虐。

とみえ、又、一条兼良の『令抄』にも、

名例律云。凡僧尼犯奸盜者同凡人。義解云。僧尼犯奸盜。於法最重。故雖犯当寺家人奴婢。奸盜即同人。謂三綱以下犯奸盜。得罪无別。其奴婢奸盜。一准凡人得罪。(下略)(群書類從 第六輯、一三九頁)

とみえる。なお『令抄』には、右の例以外に戸婚律無七出義絶状出妻条の疏文も、「義解云」「戸婚律解云」として引用されている(前掲書一四七頁)。右の事例は、日本律においては疏文もまた律文であるということが全く忘れ去られたことを如実に物語るものであらう。疏文を「義解文」として引用するのは、令文に対する義解と同じように、疏文を律文に対する「公権的な

注釈」であると認識していたからであろう。特に一条兼良の場合、その『法曹至要鈔解』において、日唐律の疏文にそれぞれ「律疏云」「唐律疏云」を冠して引用するから、「唐律疏」と同じ内容をもつ法典を「律」としたという日本律編纂の事情などまったく忘却してしまつて、日本律の疏文を「唐律疏」や「令義解」と同じように公権的注釈と理解していたと言える。

(補論四)『中右記』永久二年(一一一四)六月四日条の「賊盜律売二等卑幼条。律義云。疏云。」以下の文の解釈について若干補足する。まず「賊盜律売二等卑幼条」とは、「二等」とあるから養老律の条文名である。次に「律義云」についてであるが、これは「律文の立法趣旨」というくらいの意味ではなからうか。即ち、「賊盜律売二等卑幼条律義云」と連続させて、「賊盜律の二等卑幼を売る条の立法趣旨は」という意味であると考えられる。処で、次に掲げる廐牧令集解、闕遺物条(九三七頁)の令釈に「雜律義云」が見える。

釈云。(中略)此条称闕遺物者。広及財物。何者。唐廐牧令及捕亡令。並无送司日限。故雜律義云。五日内未送官者。科違令者。即知。唐令意。得即送所司。不得經日。此間令。立闕遺之物。五日内申所司之文。(下略)

右の令釈は、廐牧令闕遺物条の「凡闕遺之物。五日内申所司。」なる規定に対する注釈であつて、主として拾得物届け出期間に関する日唐の相違を明らかにしている。右の唐制を述べた部分を解釈すると次のようになる。

唐の廐牧令や捕亡令には、遺失物を拾得してから役所へ届け出る迄の日限を定めていない。(唐の雜律得闕遺物条は、「諸得闕遺物。滿五日不送官者。各以亡失罪論。賊重者。坐賊論。私物。坐賊減二等。」と規定する。)だから雜律の趣旨は、五日内に役所に届け出なければ違令罪を科すということである。従つて次のことが知られる。唐令の意味は、遺失物を拾得したならば、即座に所轄の役所に送付すべきであつて、一日以上を経過してはならないということである。

「雜律義」は「唐令意」と対比して用いられているから、それは「(唐)雜律の趣旨」という程度の意味であり、「五日内未送官者。科違令者。」なる文は、廐牧令および捕亡令との関連から雜律得闕遺物条を解釈したものと考えられる。故にこの「雜律義」が唐律を注釈した特定の注釈書のことであるとは思えない。

「律義云」は又、次に掲げる『政事要略』卷八二(六七六頁)所引の律釈にもみえる。

釈云。(中略)夫兄弟并弟妹。兄妻妾。且上二色相舍所生。謂訟律云。毆兄之妾。及毆夫之弟妹。各加凡人一等。律義云。兄妻妾及弟妹。兄自有本服。而不入尊長卑幼節級者。以尊長卑幼難定故也。

右の「律義」もまた「律文の趣旨」というような意味に解して差支えあるまい。「律義云」以下は、わが養老律、即ち右文中にある闕訟律毆兄之妾条を解釈して述べた文であろうから、「律義」という注釈書からの引用文であるとは考え難い。以上述

べた「雜律義」「律義」は、前者が唐律の解釈であり、後者が日本律の解釈であるという点で相違するが、いずれも「律文の趣旨」というような意味合いで用いられており、特定の注釈書を指すものではないと思われる。「律義」のこのような用法は、唐律の疏文の中にすでに存する。即ち、名例律犯罪共亡条に次のようにみえる。（養老律もこれと同文である。）

律開相捕之法。本為少能捕多。輕能捕重。輕重等者。猶須獲半。今六人共獲二人。便是以多捕少。依如律義。不合首原。亡罪首減二等。本犯仍依法斷。

右の「依如律義」とは、「律文の趣旨によって解釈すれば」というような意味であり、この「律義」もまた特定の注釈書を指すものではない。従って、以上述べた「律義」の三例は、そのいずれもが「律文の意味から云えば」とか「立法の趣旨から云えば」とかいう程度の意味であらう。

しかし、利光三津夫氏の『律令及び令制の研究』（八五頁以下）、及び『律の研究』（二二二頁）は、我々の考えと異なり、令釈の「雜律義」を唐律の注釈書とし、『政事要略』所引の律釈にみえる「律義」を日本律の注釈書とする。名例律犯罪共亡条の「律義」については、利光氏はこれを「律条文の文理解釈の意味」ととらえ、この点においては、我々の考えとほぼ同じである。利光氏が言われるように「雜律義」「律義」がそれぞれ日唐律の注釈書であるならば、律釈・令釈は、これらの注釈書をもっと数多く引用してもよさそうなのである。また、釈説の「雜律義」「律義」が、もし別の注釈書からの孫引であると仮定するならば、釈説に各々一度しか引用されないのは少なきにすぎず。更に、集解の他の諸家が「雜律義」や「律義」を全く引用しないことをも、併せ考えると、「律義」は、やはり前述の如き意味に解すべきではなからうか。

そうすると「律義」は、左に示す「律意」と同じような用語であるといえよう。即ち、日唐名例律犯罪非八虐条の疏文に

家无二等親成丁者。律意属在老疾人二等親。

とあり、また日唐の賊盜律劫囚条の疏文に

抛律。劫囚者。遠流。（流千里）傷人及劫死囚者絞。殺人者皆斬。抛此律意。本為殺傷傍人。若有誤殺傷被劫之囚。止得劫囚之坐。

とある。右の「律意」とは、「律文の意味」とか「立法の趣旨」とかいう意味であり、「律義」とはほぼ同じ意味である。猶、令集解諸家も、「律義」「律意」と同一もしくは類似の意味で、次のような用語を使用する。各々一例を示せば、「律志」（僧尼令集解、二二四頁）、「律意」（戸令集解、三三六頁）、「律心」（選叙令集解、四九七頁）、「令志」（田令集解、三六九頁）、「令意」（考課令集解、五三三頁）、「令心」（学令集解、四四四頁）、「唐令意」（廐牧令集解、九三七頁）、「唐令心」（考課令集解、五四二頁）、「本令心」（公式令集解、八六八頁）などである。「義」「意」「心」「志」が、「意味」とか「趣旨」とかいう普通名詞的

な意味であるからこそ、それらの用語は、日本律令に対しても唐律令に対しても区別なく使用されるのである。従って、『中右記』の「律義」も以上述べ来たように、「律文の立法趣旨」というくらいの意味に解し、それは特定の注釈書を指すものではないとすべきであろう。

処で、『中右記』には「律義云。疏云。」とあって、「律義」が「疏」を引用する形になっているので、この点が前述の三例の「律義」とは異なる。そこで、「疏云」について検討を加えよう。すでに本稿の本文で述べたように、養老賊盜律をいかに類推解釈しても、「疏云」の説の生まれる可能性は少ない。しかし、唐賊盜律からは「疏云」の説が生まれる余地がある（利光三津夫『律の研究』二一七頁）。従って、我々は「疏云」とは唐律を注釈した宋、張、簡、曹等の唐儒の一説であろうと推測する。これら唐儒の学説が本来それぞれに独立した注釈書として存在したか否かについては、今姑らく措くとしても、唐儒の説は、夙に養老律写本の条文中に転載注記されていた。即ち、このことは僧尼令集解、観玄象条（二〇八頁）に

朱云。（中略）依賊律。造妖書及妖言者遠流条。張云。不応為重可科者。不百姓故也。

とあり、公式令集解、内外諸司条（八六七頁）に

穴云。（中略）名例律贈位条張云見。

とあることによって知られよう（上野利三「律逸文若干条の復原について」『法学研究』第五一巻六号）。また宮衛令集解、開門門条（六七九頁）に

跡云。（中略）或云。雜律云。直宿坊街心聽行而不聽。注。張云。直宿不応聽行。而開門放行者。仍科擅開閉之罪者。

とあり、右の文に「注。張云。」とみえることから、張の学説が養老の雜律犯夜条に注記されていたことが推測される。右の三例は、たまたま張の学説ばかりであるが、『令集解』には「宋張云了」（公式令集解、八六〇頁）、「戸律荒蕪条。宋簡張等云。」（考課令集解、五九五頁）などとみえるので、張以外の宋、簡、曹等の学説もまた養老律写本に転載注記されていたと考えられる。無論、これら唐儒の学説は、律集解にも引載されていた。さて、『中右記』には「賊盜律売二等卑幼条律義云。疏云。」とあるから、「売二等卑幼条」が養老律の条文名であることは確かである。前述のように、「疏云」が唐律を注釈して生まれた説であるならば、それは養老律写本に転載注記された唐儒の一説を引用したものと推測される。「疏云」以下の文が律集解からの直接の引用である可能性は少ないように思われる。何故ならば、『中右記』の著者が律集解なる大部な注釈書を所持していたとは思われないからである。

以上から、『中右記』の「賊盜律売二等卑幼条律義云。疏云。」は、「賊盜律の二等卑幼を売る条の立法趣旨は、唐儒の学説によって云えば」という程の意味であろう。